

伯耆町 次世代育成支援後期行動計画



平成24年3月

伯耆町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定体制	2
4 計画の期間	2

第2章 まちの現状

1 人口等の動向	
(1)人口の動向	3
(2)年齢別人口の動向	3
(3)人口動態	5
(4)婚姻・離婚の動向	6
(5)出生数と出生率の動向	7
(6)合計特殊出生率の動向	7
2 前期計画の実施状況	
(1)事業の実施状況	9
(2)保育サービスの状況	10

第3章 基本理念と目指す姿

1 基本理念	14
2 目指す姿と基本的な視点	14

第4章 取り組みの方向と実施目標

1 基本目標	16
2 計画の体系	17
3 これからの取り組み	
基本目標(1) 母親と子どもの健康の確保及び増進	18
基本目標(2) 地域における子育ての支援	23
基本目標(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	27
基本目標(4) 子育てを支援する生活環境の整備	30
基本目標(5) 職業生活と家庭生活の両立支援	31
基本目標(6) 子どもの安全の確保	32
基本目標(7) 保護を必要とする子どもへのきめ細やかな取り組みの推進	34
4 事業の実施目標	
(1) 子育て支援サービス(特定事業)の目標値	37
(2) 個別事業の成果目標	38

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制	40
2 進行管理	40

第6章 アンケート調査の結果

資料編

・ 伯耆町次世代育成支援後期行動計画策定委員会設置要綱	50
・ 策定委員会 会議開催経過	51
・ 策定委員会 委員名簿	51
・ 保育所検討委員会 提言	52

第1章 後期計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国は、急激に進行する少子化や家庭、地域環境の変化に迅速かつ重点的に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、また、「少子化社会対策基本法」に基づき平成16年には「少子化社会対策大綱」を定めるなど、対策を推進してきました。

しかし、我が国は、平成17年に総人口が初めて減少に転じ、合計特殊出生率も過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

このような中で、更なる少子化対策を講ずるため、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」（重点戦略）を取りまとめました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進め、国と地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとしています。

本町においても、平成17年度に国の示す策定指針に基づき「伯耆町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、次代を担う子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を図る施策の推進に取り組んできました。

今後も引き続き、子育て等に関する施策を集中的・計画的に推進するため、これまでの取り組みを検証するとともに、子育て家庭の生活実態やニーズ調査を実施し、策定委員会において議論、検討を経て平成22年度を始期とする「伯耆町次世代育成支援後期行動計画」を策定したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法（※）第1条に定める目的を達成するために、伯耆町総合計画と合わせ、地域福祉計画、障害者福祉計画などと整合させながら、また、前期計画の理念を踏襲した計画としています。

※次世代育成支援対策推進法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民の意向、ニーズを反映した計画とするための子育て中の保護者を対象に行ったアンケート調査、伯耆町保育所検討委員会において取りまとめられた「今後の保育のあり方に関する提言書」の提言内容も尊重しながら、子育て中の保護者や児童福祉施設の利用者、子育て及び教育に関わる団体の代表者、関係機関の代表者で構成する次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会で検討を行いました。

また、多様化する就労形態等に伴って、新たな保育ニーズが生じてきたことから、平成23年3月に計画を一部変更しました。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化などに適切に対応するため、必要な見直しを行います。

【計画の期間】

2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
← 前期計画期間 →									
				見直し 年度	← 後期計画期間 →				

第2章 まちの現状

1 人口等の動向

〔1〕人口の動向

伯耆町の人口の推移をみると、平成7年以降は減少傾向にあり、平成21年4月1日現在の総人口は11,929人と、平成17年に比べて414人減少しています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、世帯あたりの人数が少人数化しています。

【総人口の推移】



〔2〕年齢別人口の動向

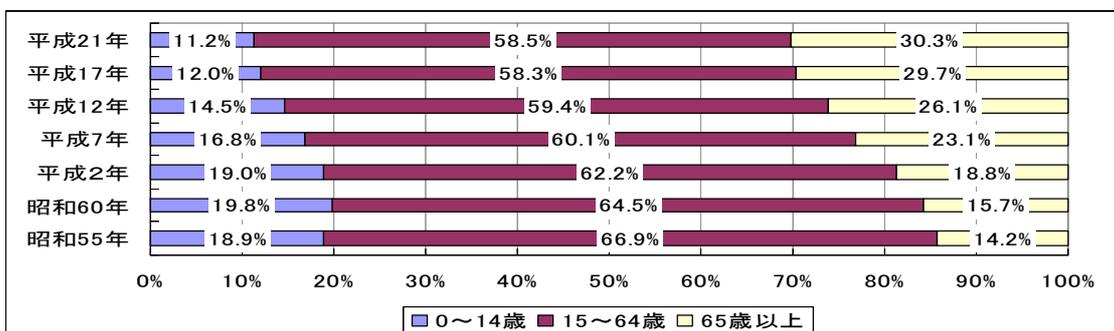
年齢の区分ごとにみると、0歳から14歳の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

総人口に占める割合をみると、平成7年から高齢者人口の割合が年少者人口の割合を上回って推移しており、少子高齢化が進行している状況がうかがえます。

【年齢別人口の推移】

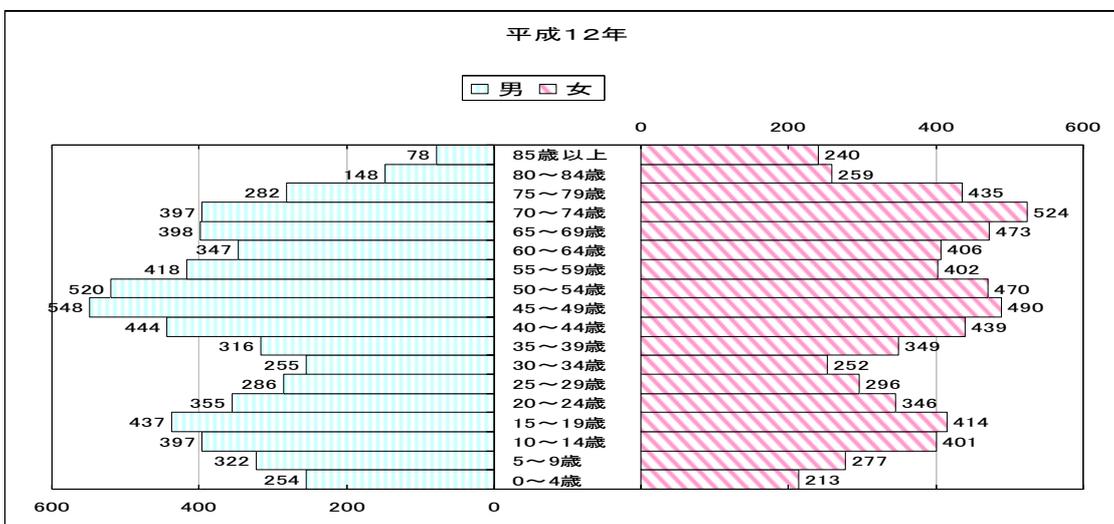
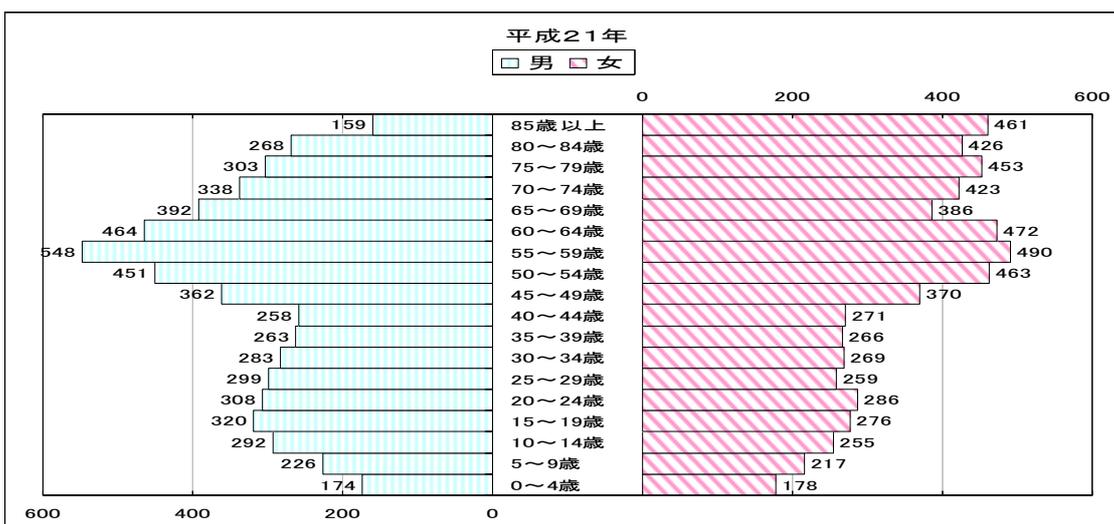
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
0～14歳	人口	2,277	2,441	2,395	2,140	1,842	1,484	1,342
	人口に占める割合	18.9%	19.8%	19.0%	16.8%	14.5%	12.0%	11.2%
15～64歳	人口	8,074	7,964	7,862	7,637	7,522	7,197	6,978
	人口に占める割合	66.9%	64.5%	62.2%	60.1%	59.4%	58.3%	58.5%
65歳以上	人口	1,720	1,941	2,373	2,932	3,299	3,662	3,609
	人口に占める割合	14.2%	15.7%	18.8%	23.1%	26.1%	29.7%	30.3%
合計		12,071	12,346	12,630	12,709	12,663	12,343	11,929

【年齢別人口（総人口に占める割合）の推移】



平成21年4月1日現在の住民基本台帳による人口ピラミッド（男女別・5歳階級別人口）では、20～44歳までの人口が少なくなっており、進学や就職を契機として若年層が町外へ流出している現状がうかがえます。

【人口ピラミッド】

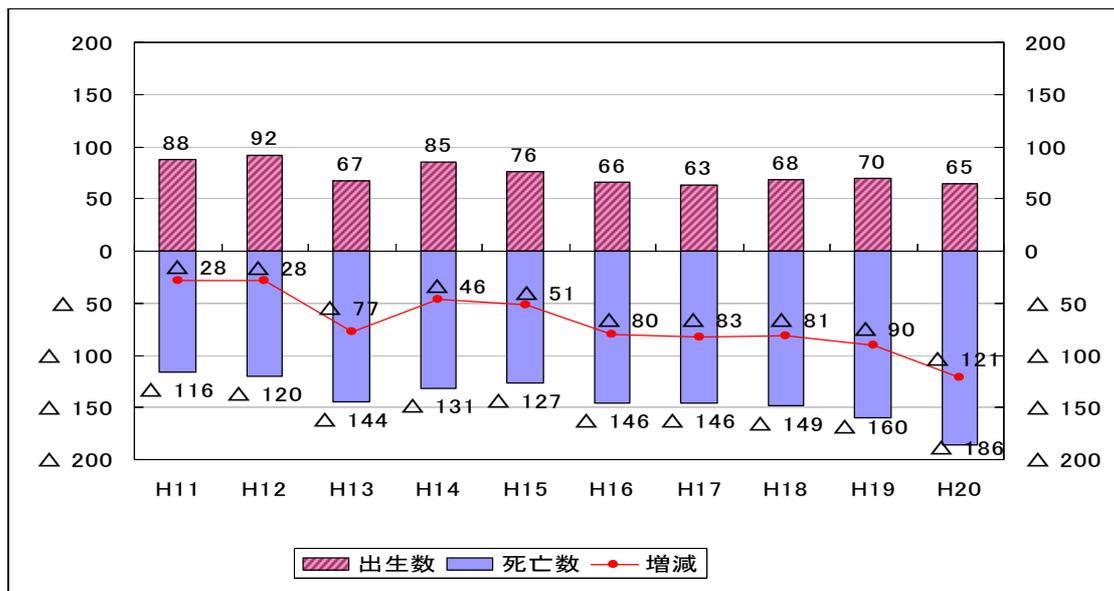


〔3〕人口動態

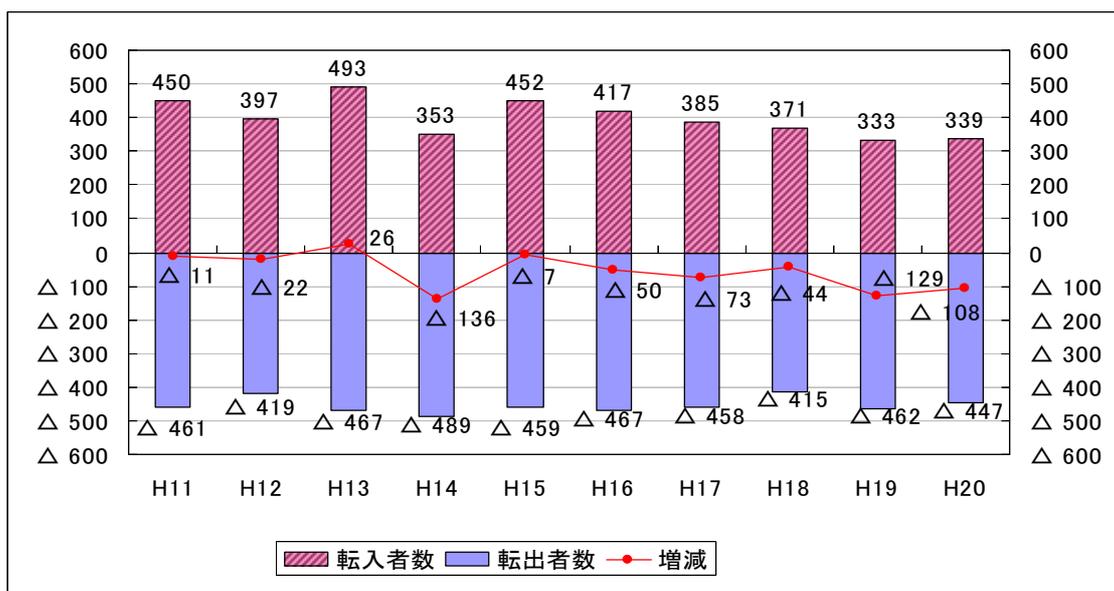
人口動態の推移は、出生数と死亡数の動向では、死亡数が出生数を上回っており、自然増減数をもみても減少傾向となっています。

また、転入と転出の動向では、転出者数が転入者数を上回っており、社会増減数でも減少傾向となっています。

【自然動態の推移】



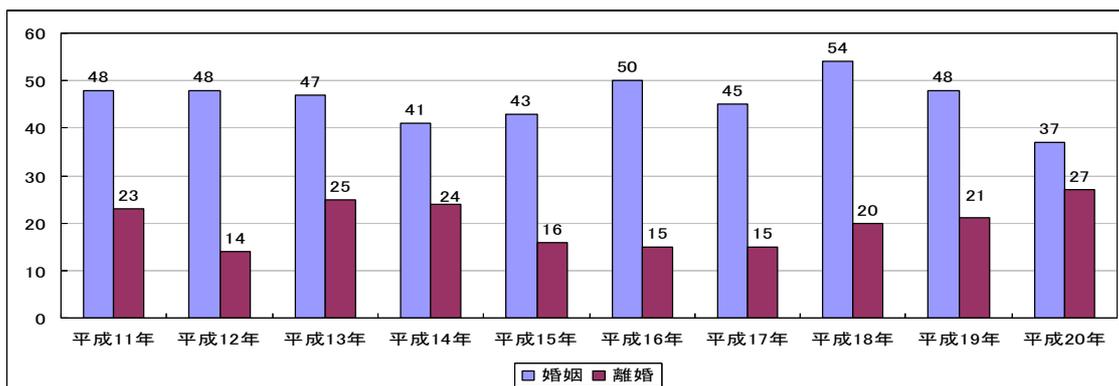
【社会動態の推移】



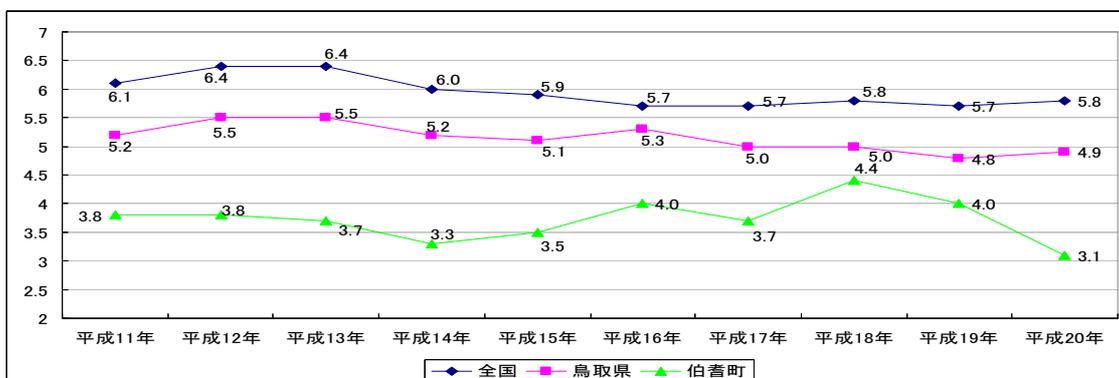
〔4〕婚姻・離婚の動向

年間の結婚件数は、年による差はあるものの、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成19年から減少しています。離婚の件数についても、年による差はあるものの、ほぼ横ばいで推移している状況にあります。離婚件数は結婚件数のほぼ半数を占める状況にあります。

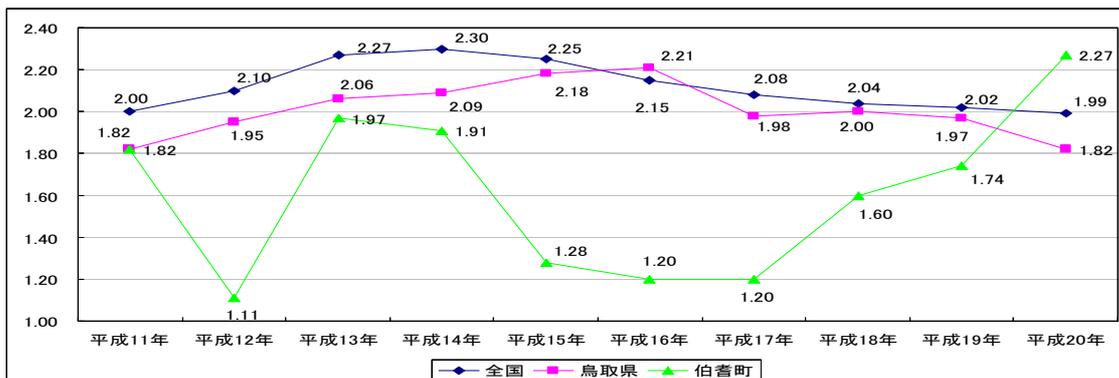
【婚姻・離婚件数の推移】



年間の婚姻件数を人口1,000人あたりで示した婚姻率は、全国、県より低めで推移しており、減少傾向にあります。



年間の離婚件数人口1,000人あたりで示した離婚率は全国、鳥取県は減少傾向にありますが、伯耆町では増加傾向にあります。

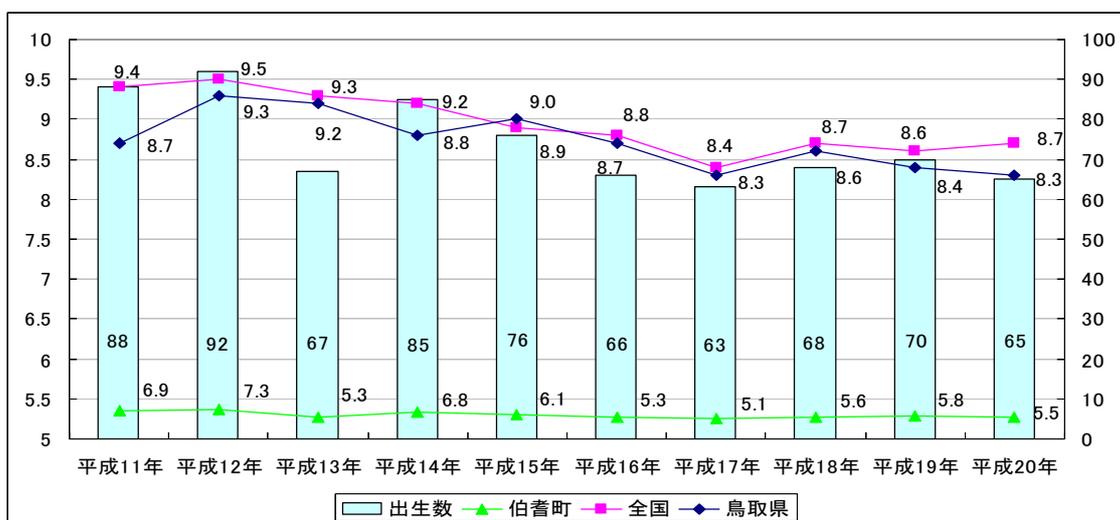


〔5〕出生数と出生率の動向

出生数は、減少を続けており、近年は70人足らずで推移しています。

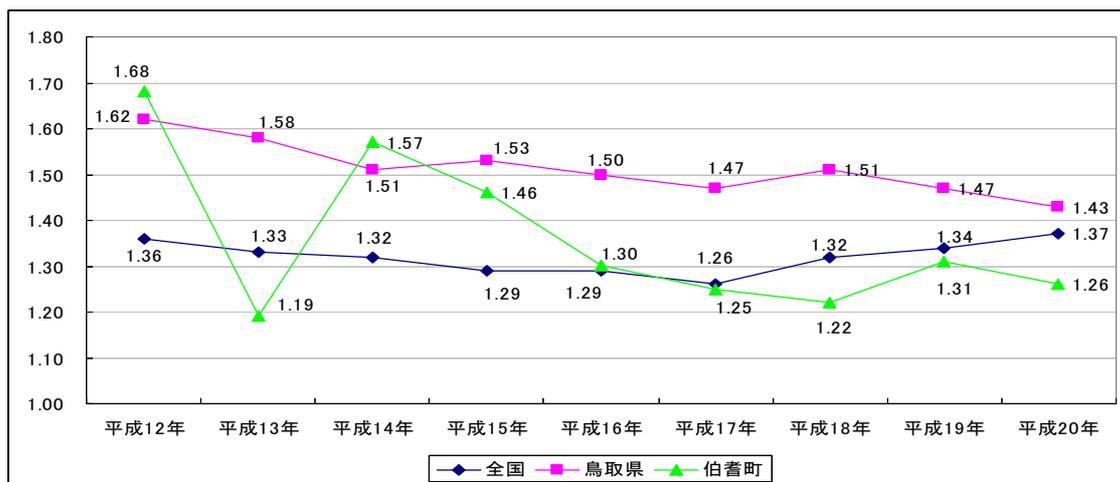
人口1,000人あたりの出生率は、ほぼ横ばいに推移しているものの、伯耆町は、全国、鳥取県を大きく下回っている状況にあります。

【出生数と出生率の推移】



〔6〕合計特殊出生率の動向

合計特殊出生率(※)は、女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数を示したもので、伯耆町では、平成17年以降は全国、鳥取県の数値を下回って推移しており、平成20年度の合計特殊出生率は1.26となっています。



※合計特殊出生率 (Total Fertility Rate)

ある年次において、再生産年齢(通常15~49歳)にある女子の年齢別特殊出生率(ある年齢階級の母の出生児数/ある年齢階級の女子人口)の合計値を合計特殊出生率

という。

合計特殊出生率＝〔年齢別特殊出生率〕 15歳から49歳までの合計

この指標は、年齢別特殊出生率に基づいて、一人の女子が再生産年齢を経過する間に産む子供数の平均を表している。

資料：人口動態総覧 実数・率 年次別（全国）

人口動態総覧 実数・率 年次別（鳥取県）

人口動態総覧 実数・率（市町村保健所別）

鳥取県福祉保健部データベース

<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/database/index.htm>

2 前期計画の実施状況

〔1〕 事業の実施状況

○母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進（母子保健事業）

事業	平成17年度実績 前期計画策定時	平成21年度目標 (前期計画目標値)	平成20年度実績
マタニティースクール (母親・両親学級)	未実施 (妊娠届出 66人)	効果的な方法を考え 実施方向	未実施 (妊娠届出 68人)
母子健康管理指導 連絡カードの活用	妊娠届出時に配布	認知度を把握し 増加する	妊娠届出時に配布
子育て教室	6回	5回	4回
子育て相談	個人相談 乳幼児健診時実施 ・支援センター(随時実施)	継続実施	乳幼児健診時実施 ・支援センター(随時実施)
	電話相談 随時実施 (支援センター)	継続実施	随時実施 (役場・支援センター)
妊婦訪問指導	初産婦28人 訪問2件	初産婦の1/2	初産婦 31人 訪問 2件
新生児訪問指導	出生数63人 訪問15人	全数実施	出生数 62人 訪問 60人(75人)
妊婦健康診査 (医療機関委託)	2回 多胎妊婦は別に5回	14回 多胎妊婦は別に5回	5回 多胎妊婦は別に5回
乳児健康診査	医療機関委託2回 集団健診年4回 受診率 3~4ヶ月児 98% 6~7ヶ月児 86% 9~10ヶ月児 87% 13ヶ月児 90%	継続実施 集団健診年12回 受診率 3~4ヶ月児 100% 6~7ヶ月児 100% 9~10ヶ月児 100% 13ヶ月児 100%	医療機関委託2回 集団健診年12回 受診率 3~4ヶ月児 100% 6~7ヶ月児 90% 9~10ヶ月児 98% 13ヶ月児 90%
	1歳6ヶ月児健診 年6回 受診率90.7% むし歯罹患率0%	年6回 受診率 100% むし歯罹患率 0%	年6回 受診率 95% むし歯罹患率 7.2%
	3歳児健診 年6回 受診率96.4% むし歯罹患率22.8%	年6回 受診率 100% むし歯罹患率 0%	年6回 受診率98.6% むし歯罹患率31.9%
	5歳児健診	年6回 受診率 100%	年6回 受診率 96.4%
	むし歯予防教室 (歯科健診・フッ素塗布)	年4回 4歳児むし歯罹患率 50.60%	年4回 むし歯罹患率 40%
6歳臼歯むし歯予防教室	年3回 5歳児むし歯罹患率 58.10%	年3回 むし歯罹患率 50%	年3回 5歳児むし歯罹患率 58.8%
保育所フッ素洗口事業	保育所で実施 5歳児むし歯罹患率 58.10%	継続実施 むし歯罹患率 50%	保育所で実施 5歳児むし歯罹患率 58.8%
ブックスタート事業	4ヶ月児 手渡し率98%	手渡し率 100%	4ヶ月児 手渡し率 100%
離乳食講習会	年4回実施	継続実施	年4回実施
母子保健推進協議会	なし	開催する	なし
子育て支援 ネットワークの形成	なし	実施する	なし

○地域における子育ての支援

事業	平成 16 年度実績 (前期計画策定時)	平成 21 年度目標 (前期計画目標)	平成 21 年度実績
病後児保育事業	未実施	1カ所	1カ所(委託実施)
ファミリーサポートセンター	未実施	1カ所	未実施
放課後児童クラブ	2カ所	3カ所	3カ所
子育て支援センター	1カ所	1カ所	1カ所
つどいの広場	未実施	未実施	未実施
通常保育事業	6カ所	5カ所	5カ所
延長保育事業	1カ所	2カ所	3カ所
乳児保育事業	2カ所	2カ所	2カ所
一時保育事業	未実施	1カ所	1ヶ所

〔2〕 保育サービスの状況

1 保育所

伯耆町の保育所数は、平成 21 年 4 月 1 日現在、5 施設あり、児童数の減少に伴って日光保育所を休所したことによって前期計画策定時より 1 施設減少しています。

定員については、日光保育所は休所したもの、こしき保育所の施設整備に伴って定員を 90 人から 120 人に改正したことにより、前期計画策定時と同数となっています。

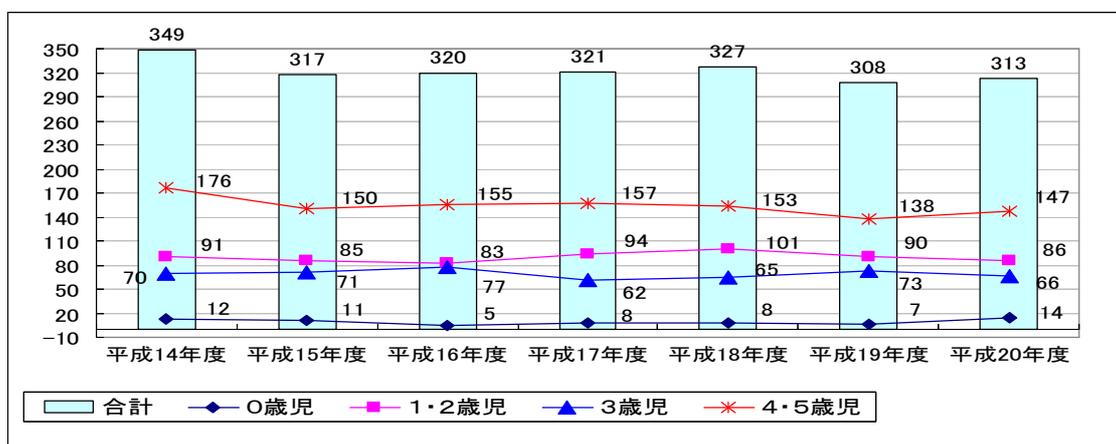
【保育所の概要】

[平成 21 年 4 月 1 日現在]

保育所名	定員 (人)	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜)	受入 対象 児童	特別保育事業					
					延長 保育	乳児 保育	障 がい 児 保 育	休 日 保 育	一 時 保 育	病 児 ・ 病 後 児 保 育
あさひ保育所	45	7:30~18:00	7:30~12:30	1歳~			○			
ふたば保育所	90	7:30~19:00	7:30~18:00	1歳~	○		○			
こしき保育所	120	7:30~19:00	7:30~18:00	3ヶ月~	○	○	○		○	
溝口保育所	120	7:30~19:00	7:30~18:00	3ヶ月~	○	○	○			
二部保育所	45	7:30~18:00	7:30~12:30	1歳~			○			
日光保育所	平成 20 年度から 休所									

【入所児童数の推移】

総人口の推移に現れているように、保育所へ入所している児童数も減少傾向にあります。入所児童の年齢別推移を見ると、3歳以下の児童の入所者数はほぼ横ばいで推移しています。〔児童数は各年3月1日時点〕



2 放課後児童クラブ

伯耆町の小学校区は5つに分かれており、そのうち3小学校区（岸本小学校区、八郷小学校区、溝口小学校区）に、小学1年生から3年生までの児童を対象に放課後児童クラブを設置しています。

【放課後児童クラブの概要】

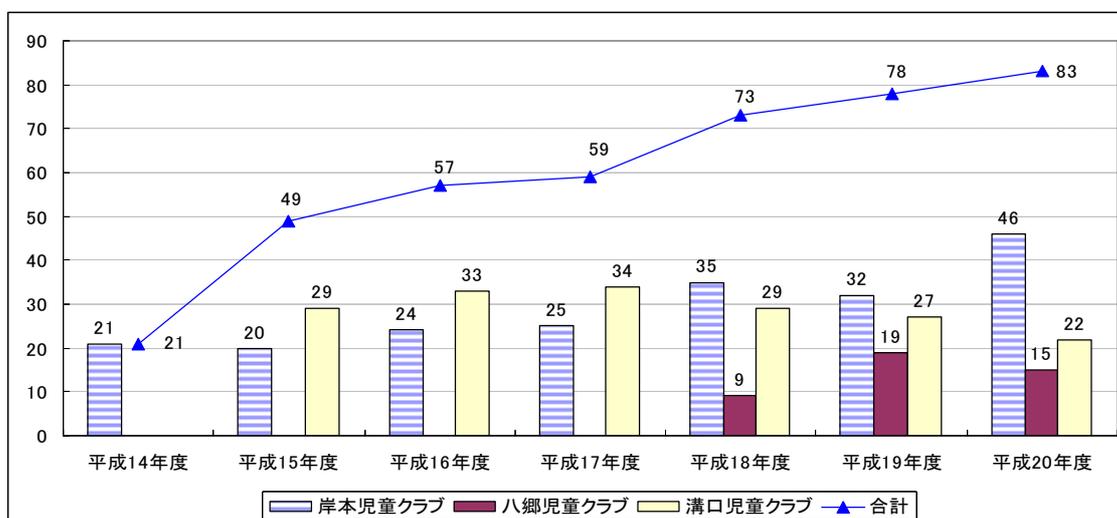
児童クラブ名	定員（人）	開設時間
岸本放課後児童クラブ	50人	月～金曜日：14時30分～18時 土曜日：8時～18時 夏休み、冬休み、春休み：8時～18時
八郷放課後児童クラブ	20人	月～金曜日：14時30分～18時 土曜日：8時～18時 夏休み、冬休み、春休み：8時～18時
溝口放課後児童クラブ	35人	月～金曜日：14時30分～18時 土曜日：8時～18時 夏休み、冬休み、春休み：8時～18時

【登録児童数の推移】

児童クラブの登録児童数は、岸本児童クラブの登録児童数が増加していることに伴って、年々増加しており、平成20年度の当初では83人が登録しています。

それぞれの児童クラブの登録者数の推移は以下のとおりです。なお、岸本児童クラブは

登録児童数の増加により平成20年度に定員を50人とする施設を新設して運営を行っています。



【子育てに係る事業】

(1) 家庭への支援

名称	概要
子育て支援センター	子育て相談が気軽に出来る環境づくりを溝口保育所内の子育て支援センターで実施
育児支援相談事業 (新生児訪問)	出産後、間がない家庭を訪問し専門的指導、支援を実施
民生児童委員・主任児童委員の活動	相談などに、担当の民生児童委員・主任児童委員が密接に関係機関との連絡を取りながら連携し対応
ブックスタート事業	赤ちゃんの心と言葉を育むため、全ての親に対し絵本を介して優しいひと時を持つことを応援。絵本の読み聞かせのあと、ブックスタートパックを配付
離乳食講習会	離乳食期の子どもを持つ保護者を対象に栄養士、保健師による離乳食講習会を開催
すくすくスクール (育児学級)	0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児についての講演・実技指導を開催
子育てサークルへの支援	子育て中のお母さんを中心に、同じ年代の子どもや保護者同士の交流、情報交換の場として活動している子育てサークルの支援を推進

(2) 子育ての経済的支援

名 称	概 要
出産祝い金	出産時の経済的負担を軽減し、次世代を担う子どもの増加を図るために出産祝い金を支給
児童手当	12歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を養育している者に支給
チャイルドシート貸出事業	乳幼児（6歳未満）用のチャイルドシートの貸し出しを実施
特別医療費助成	就学前児童の入院・通院に係る医療費を助成 特定疾病患者（20歳未満のぜんそく等の疾患の方）の医療費を助成
伯耆町医療費助成	小学生の入院・通院に係る医療費を助成

(3) ひとり親家庭等の支援

名 称	概 要
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない18歳以下の児童又は一定の障がい等を有する20歳未満の障がい児を養育している父、母又は養育者に支給
ひとり親家庭医療費助成	【特別医療費助成】 母子・父子家庭の18歳以下の児童及びその扶養義務者（当該母子・父子家庭及び同一世帯者（同一生計者を含む）全員の所得税が非課税） 【伯耆町医療費助成】 母子・父子家庭の18歳以下の児童及びその扶養義務者（特別医療費助成非該当で児童扶養手当の所得制限以内）
母子寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立の助成児童の福祉増進を図るため、母子及び寡婦家庭を対象に、資金を無利子、または低利で長期にわたって貸付（県事業）
ひとり親家庭等入学祝金事業	ひとり親家庭の生活支援を図ることを目的に、小、中学校入学祝金を申請により支給
父子福祉手当	母と生計を同じくしていない義務教育終了前の児童を養育している所得の低い家庭（養育者）に対して手当を支給

(4) 障がい児支援

名 称	概 要
特別児童扶養手当	20歳未満の障がい等を有する児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している者に支給
障がい児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅の者に支給

第3章 基本理念と目指す姿

1 基本理念

次世代育成支援行動計画は、自治体が平成17年度から10年間に、集中的・計画的に取り組むべき次世代育成支援対策についての目標や具体的施策等を定めることとされています。

このことから、後期計画の策定に当たっては、前期計画の取り組み状況について検証を行うとともに、次世代育成支援に関するニーズ調査の結果、伯耆町保育所検討委員会の提言、策定委員会の意見などを尊重しながらも、基本的な方向性については、前期計画を踏襲することとしています。

子どもと親と地域が共に育ち合うまち

伯耆町

～ 子どもから大人へ 大人から子どもへ

笑顔循環型社会を目指して ～

この基本理念には、子どもたちが伯耆町に生まれて育ってよかったと感じ、大人になっても住み続けたいと思えるような町にしたいという願いが込められています。

2 目指す姿と基本的な視点

本計画は、以下に掲げる9つの視点に立って、急速な少子高齢化や働く環境、地域社会の変化の中で子どもたち、子育てをする家庭、地域の人たちが結びつきあい、健やかで、心豊かに成長し、生活していける伯耆町を目指します。

①子どもの視点

子育て環境等による影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せ・利益が最大限に尊重されるよう配慮が必要です。

②次世代の親づくりという視点

子どもは、『次代の親』であるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立した家庭を持つことができるよう子どもの健全育成への取り組みが必要です。

③サービス利用者の視点

核家族化など子育て環境の変化や一人ひとりの価値観の多様化などに伴い、子育て支援ニーズも多様化してきており、個々のニーズへの柔軟な対応を念頭において取り組む必要があります。

④社会全体による支援の視点

父母等が子育てについての第一義的責任を有するとの基本認識の下、次世代育成支援は、行政はもとより企業や地域社会が協力して取り組む課題であることから、様々な立場の人たちの協力によって進める必要があります。

⑤仕事と生活の調和実現の視点

仕事のやりがいや充実感を感じるとともに、子育て期などにおける多様な生き方が選択できることを目標に、働き方の見直し等、仕事と生活の調和を図るための取り組みを進める必要があります。

⑥すべての子どもと家庭への支援の視点

広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、子どもや家庭が抱える問題の複雑化に対応できるよう社会的擁護体制について、質・量ともに整備を進める必要があります。

⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てサークル、子ども会、自治会等様々な地域活動団体や児童委員等の活動を更に推進することが必要であり、加えて伯耆町の豊かな自然環境等の地域資源の効果的な活用を図っていく必要があります。

⑧サービスの質の視点

安心してサービスを利用するには、適切な量の確保とともにその質も重要であることからサービスの質を向上させるため、人材の育成などを図っていく必要があります。

⑨地域特性の視点

伯耆町の地域の社会資源等を念頭において、利用者のニーズあるいは必要となる支援策を講じていく必要があります。

第4章 取り組みの方向と実施目標

1 基本目標

基本理念に掲げる目標を実現させるために、以下に掲げる7つの基本目標を施策の柱として、総合的な次世代育成支援施策を推進して行くこととします。

(1) 母親と子どもの健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また、すべての子どもの健やかな成長のために、各種健康診査、育児相談、きめ細かな育児情報の提供などにより母子の健康の確保、育児不安の軽減、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

(2) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての家庭が安心して利用できる子育て支援サービスの充実、育児相談や情報の提供、地域における子育てネットワークの形成等を推進します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭や学校、地域が連携して子どもの生きる力を向上させる取り組みを推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるために、良好な住環境、移動手段の整備など子育てに配慮したまちづくりに努めます。

(5) 職業生活と家庭生活の両立支援

行政・事業主・関係団体が連携して、仕事と子育ての両立支援や働き方の見直しを図るとともに、家庭生活の男女共同参画の意識啓発に努めます。

(6) 子どもの安全の確保

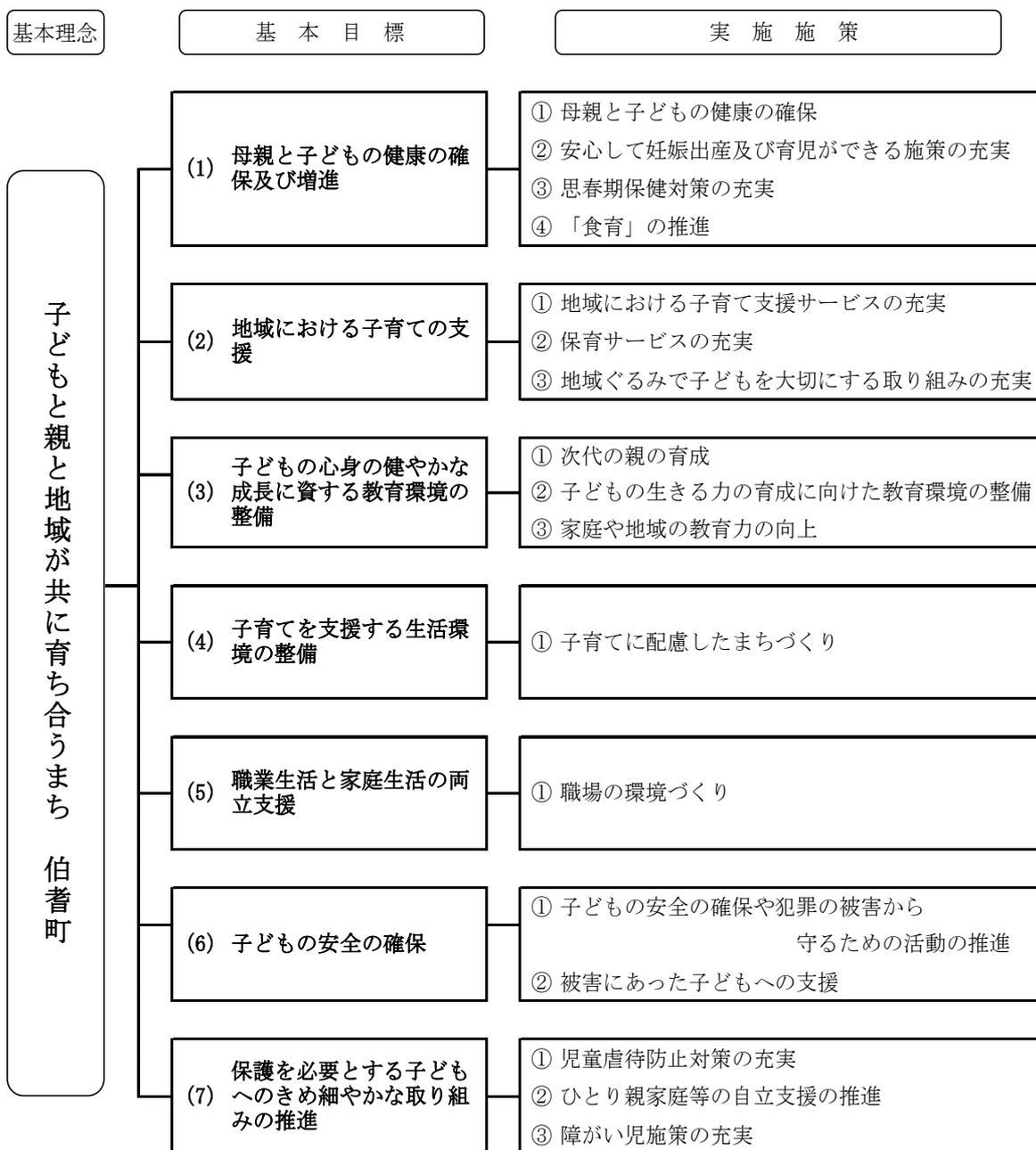
子どもが犯罪や事故に巻き込まれること防ぐために、関係機関等と連携し、子どもの視点に立った安全なまちづくりを推進します。

(7) 保護を必要とする子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、ひとり親家庭、障がい児など、支援を必要とする家庭や子どもに対して適切な支援を行うとともに、安心して生活ができる環境づくりを推進します。

2 計画の体系

本計画の具体的な施策・事業の展開を図るため施策の体系を以下のとおり設定します。



3 これからの取り組み

基本目標(1) 母親と子どもの健康の確保及び増進

実施施策① 母親と子どもの健康の確保

母親の健康と子どもの健全な成長を確保するためには、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、思春期までを通じてそれぞれの時期に、必要なサービスを一貫した体系の下で進めることが大切です。

妊婦・乳幼児健康診査は、心身の異常の早期発見、治療に結びつける機会だけでなく予防のためにも重要です。特に、乳幼児期の「子どもの心の発達」には、一番身近な養育者（多くは母親）の心の状態が反映されやすいため、健康診査の場を利用し、親子のふれあいやこころの問題への対応を図っていきます。

また、近年、子どもの生活習慣病が増えていることから、乳幼児期から食生活や睡眠、運動などの生活習慣をきちんと身につけさせるとともに、乳幼児から歯の健康を守るための対策を展開していきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
妊婦健康診査	安心して妊娠出産できる環境を確保するため、妊婦の健康診査を実施します。
子育て教室	0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児、食生活に関する講演・実技指導を実施します。
子育て相談	毎月1回、乳幼児健診時に個人相談を実施します。 子育て支援センターでは随時、個別相談を行います。
育児サークルの支援	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。
乳幼児健康診査	・4ヶ月、7ヶ月、10ヶ月、13ヶ月の乳幼児に対して内科診察、歯科指導、保健指導、栄養指導を実施します。 ・1歳6ヶ月・3歳・5歳児を対象に内科診察、歯科診察、歯科指導、栄養指導、保健指導、発達相談を実施します。
保育所フッ素洗口事業	保育所において、フッ素洗口を実施します。
歯科保健事業	歯科診察、歯科指導、歯科相談などを実施します。 ・むし歯予防教室・・・年4回 ・6歳臼歯むし歯予防教室・・・年3回 ・保育所歯みがき教室・・・年5回

予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・集団予防接種としてポリオワクチン接種を実施します ・個別予防接種として指定医療機関でBCG、風疹、麻疹、三種混合、日本脳炎の予防接種を実施します。 ・任意予防接種の一部について費用助成を行います。
離乳食講習会	離乳食期の子どもを持つ保護者を対象に、年4回離乳食講習会を開催します。
ブックスタート事業	赤ちゃんの心と言葉を育むため、全ての親に対し絵本を介して優しいひと時を持つことを応援します。 絵本の読み聞かせのあと、ブックスタートパックをお渡しします。
妊産婦訪問指導事業	母子手帳交付時にアンケート調査を実施し、気になる妊産婦に対して保健師等が訪問指導を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況の把握及び助言など、専門的な指導を行います。
養育支援訪問指導事業	乳児全戸訪問、健診等によって把握した保護者の養育を支援するため、特に必要と認められる児童とその保護者等について、保健師などが養育に関する相談、指導、助言を行うなど、適切な養育が行われるよう支援します。
ファミリーサポートセンター事業	子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と、支援を行いたい人をコーディネートする体制の整備を検討します。
一時保育事業	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気やケガ、リフレッシュ等の理由によって家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所において一時的に預かります。

実施施策② 安心して妊娠出産及び育児ができる施策の充実

「いいお産」を行うことは、母子の健康にとって大変重要なことです。「いいお産」を行うには、家族の協力とともに、母子手帳交付時から保健師等が妊婦と積極的に関わりを持ち助言指導を行い、母親の育児不安を解消することが重要です。

また、多胎妊娠や、高齢出産などのハイリスク妊娠に対しては、早期に指導や訪問ができるよう医療機関と連携し支援していく必要があります。

産後においては、全ての新生児世帯への訪問を行い、新生児の発育や栄養、健康状態を把握し、育児指導を行うことにより、母子の愛着形成を促進できるよう支援します。

また、親の育児不安・孤立などのストレスは子どもの成長に影響することから、親の

支援を行うため、各種教室の開催や乳幼児健診を通じて情報提供を行っていきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
妊婦健康診査の助成	安心して妊娠出産できる環境を確保するため、妊婦の健康診査に係る費用を助成します。
多胎妊婦健康診査費助成	多胎児の妊婦について、母子健康手帳交付時に妊婦検診に加えて5回分助成券を交付します。
母子健康管理指導事項連絡カードの推進	仕事を持つ妊産婦が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるよう、カードの活用を推進します。
子育て相談（再掲）	毎月1回、乳幼児健診時に個人相談を実施します。 子育て支援センターでは随時、個別相談を行います。
子育て情報の発信	子育て中の親が必要とする公共施設や相談、各種事業などをとりまとめた冊子を作成し、配布し情報不足による育児不安の解消を図ります。
妊産婦訪問指導事業（再掲）	母子手帳交付時にアンケート調査を実施し、気になる妊産婦に対して保健師等が訪問指導を行います。
マタニティひろば	安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊婦同士の交流や情報交換などの機会を提供します。
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供等や母子の心身の状況の把握及び助言など、専門的な指導を行います。
祖父母等の子育て教室	世代による育児観の違いや環境の変化から生じる育児へのギャップを解消し、育児参加を促進するため、祖父母世代を対象に、現在の育児を学ぶ機会の提供に努めます。
出産祝い金事業	出産時の経済的負担を軽減するため、出産祝い金を支給します。
特定不妊治療費助成	治療期間が長く高額となる特定不妊治療に係る費用を助成することにより、安心して妊娠出産できる環境づくりを進めます。
子ども手当	15歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当を支給します。
特別医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の入院・通院に係る医療費を助成します。 ・特定疾病患者（20歳未満のぜんそく等の疾患の方）の医療費を助成します。

伯耆町医療費助成	小学生・中学生の入院・通院に係る医療費を助成します。
----------	----------------------------

実施施策③ 思春期保健対策の充実

子どもを取り巻く環境が大きく変化、多様化してきており、思春期の子ども達が抱える悩みの原因や内容も複雑になっています。

思春期は、人間の一生の中で、心身の状況が著しく変化する時期であり、この時期の問題への対応が将来の生活や健康に大きな影響を与えます。

この時期には、性、喫煙、アルコール、薬物等への関心も出てくるため、これらの身に有害な事からを正しく理解、判断させる教育が必要です。

本町では、学童期・思春期における心の問題や薬物等への教育について、学校教育等の中でも実施しているところですが、今後さらに関係機関との連携を図りながら相談体制の整備と学校保健室の機能の充実を図っていきます。

また、思春期にある子どもを持つ保護者に対しての研修事業の開催や相談窓口の設置など家庭と学校、行政の連携のもとに、体制の充実に努めます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
学校における教育相談の充実	青少年や保護者の教育上の悩みや、課題を取り除くため、スクールカウンセラーの活用を図りながら、相談体制の充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる児童、保護者への働き掛けや関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱えている子どもを支援します。
性、性感染症予防に関する啓蒙	性や性感染症に対する正しい知識の普及、学習機会や相談の充実に努めます。
喫煙・飲酒・薬物等に関する啓蒙	喫煙・飲酒・薬物等について、適切な指導ができるよう、関係機関との連携を図りながら、児童、生徒、保護者への教育、啓発を行います。
情報モラル教育の推進	情報社会における的確な判断力を養うことができるよう、学校等において、携帯電話やインターネットの安全な使い方などについての情報モラル教育の推進に努めます。

実施施策④ 「食育」の推進

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。

健やかな心と身体を育むためには「どんなものを」「どのくらい」食べるかということと合わせ、「誰と」「どんなふうに」食べるかということが大切です。

子どもや保護者に対しては、食生活と健康の関わりや楽しさを実感できるように指導を行い、理解を深めてもらうことも必要です。

本町では、子どもの発育・発達段階に応じて「食べる力」を育むことをねらいとして、健診・相談事業等のなかで、栄養や食生活に関する相談を行っていますが、今後はこれらに加えて、保育所や小学校が連携を図りながら、連続した支援を行っていくことが必要です。

また、豊かな自然のなかで生産された、安全で旬の本町産の農産物の消費を推進していくため、保育所・学校と農家、農業団体との連携を図り、地元産農産物の給食等への供給体制の充実や、食生活改善推進協議会と連携し、知識や情報の提供、啓発などを行っていく必要があります。

【具体的施策】

事業・施策	概要
栄養相談・栄養指導	乳幼児の健康診査時にあわせて、栄養相談、栄養指導を実施します。
離乳食講習会（再掲）	離乳食期の子どもを持つ保護者を対象に、年4回離乳食講習会を開催します。
子育て教室（再掲）	0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児、食生活に関する講演・実技指導を実施します。
保育所・学校との連携による食育の推進	児童の連続的な発達を支援するため、旬の食材・行事食・地元産野菜の利用を進めるとともに、栄養士等の訪問指導を実施します。また、小学校への接続が円滑に行われるように関係機関との連携を図ります。
地産・地消の推進	地元農産物の学校給食への供給により、地産地消を推進します。
食育に関する情報の提供、啓発	食に関する知識と理解を深めるため、食育だよりの充実など、積極的な情報提供に努めます。

基本目標(2) 地域における子育ての支援

実施施策① 地域における子育て支援サービスの充実

少子高齢化や核家族化及び就労形態が多様化する中であって、従来のように地域の人々がお互い助け合って子どもを育てることが難しい状況になっています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が必要です。

また、子育て支援情報を積極的に発信するとともに、子育てサークルの育成支援を行うことにより、親同士の情報交換及び交流を促進し、孤立を防ぐための施策に取り組みます。

さらに、保健師による養育支援訪問指導などの取り組みによって子育て支援に関する情報の提供や助言指導等を行っていきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
地域子育て支援センター事業	総合的な子育て支援の拠点施設で、子育てに関する情報提供、相談、指導、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。
乳幼児健康支援一時預かり事業	集団保育が困難な病気の回復期にある児童を、一時的に預かることによって、保護者の就労支援と児童の健全育成を図ります。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気などによって児童を家庭で養育できない場合などに、児童養護施設等において短期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施します。
子育て相談（再掲）	毎月1回、乳幼児健診時に個人相談を実施しています。 子育て支援センターでは随時、個別相談を行っています。
育児学級（再掲）	0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児についての講演・実技指導を実施します。
ファミリーサポートセンター事業（再掲）	子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と、支援を行いたい人をコーディネートする体制の整備を検討します。
育児サークルの支援（再掲）	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等のため、昼間家にいない家庭の児童（小学校3年生まで）の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中（春、夏、冬）に児童を預かります。

放課後子ども教室	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、効果的な実施方法の検討を行うとともに、教育、福祉など関係する部署が連携を図りながら、推進体制の整備に努めます。
子育て交流会	関係機関と連携し、地域の子どもや保護者の交流促進を図ります。また、父親の子育て参加を促進するため、交流会を休日に実施します。

実施施策② 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、多様な保育需要に応じて、保育サービス（延長保育、乳児保育、障がい児保育、一時保育等）を提供することが必要です。

また、保育に関する専門性を有する職員が、一人ひとりの保護者の状況や意向を理解し、家庭生活等に配慮しながら、子どもの状況や発達過程を踏まえた支援に努めるため、保育の質の向上に取り組んでいかなければなりません。

現在、町内には町立保育所が5ヵ所あります。待機児童の問題には直面していませんが、保育内容の充実、保育士の配置を行い、待機児童が発生しないよう万全を期します。

また、保護者の働き方が多様化しており、休日に保育を必要とする保護者の要望に対応することも必要です。

さらに、乳幼児期から就学までの継続的な支援を展開するため、家庭や地域、子育て支援センター、子育てサークルなどと連携しながら、子育て相談窓口の設置や情報発信など、保育所が地域の子育て支援機能の中核的施設を目指すことが必要です。

【具体的施策】

事業・施策	概要
通常保育事業	保育に欠ける乳幼児の保育を実施します。
延長保育事業	通常保育時間を超えて延長して保育を実施します。（国基準の11時間開所後の延長保育）
乳児保育事業	0歳児（生後3ヶ月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援、児童の健全育成を図ります。
一時保育事業（再掲）	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気やケガ、リフレッシュ等の理由によって家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所において一時的に預かります。

休日保育事業	多様化する保育需要に対応するため、保育に欠ける乳幼児の休日の保育を実施します。
障がい児保育事業	障がいのある子どもの地域生活を支援するために、集団保育を通じて発達の促進と家庭への支援を行います。
乳幼児健康支援一時預かり事業（再掲）	集団保育が困難な病気の回復期にある児童を、一時的に預かることによって、保護者の就労支援と児童の健全育成を図ります。
保育の質向上	多様かつ質の高いサービスの提供に向けて、保育所や保育士の自己評価の実施と公表に取り組みます。また、第三者評価の取り組みを検討します。

実施施策③ 地域ぐるみで子どもを大切にしている取り組みの充実

核家族化や地域社会の連帯感の希薄化などによる、家庭や地域の子育て力が低下してきています。

子育て家庭と地域との関わりの減少は、子育てに伴う負担感、不安感の一因となっていると考えられます。

そこで、子育ては次代の担い手を育成するという視点にたち、地域みんなが子育て家庭と連携を深めて、基本的な生活習慣や社会性の育成を補完するなど、地域全体で子育て家庭をあたたく見守り、支援する力を高めることが大切です。

このためには、各団体の活動支援に加えて、子ども会や子育てサークル、さらに地域の持つ子育て情報、人材や社会資源の共有化と交流が必要であるため、子育て支援ネットワークの形成を目指します。

また、子どもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会の実現のために、地域や学校、関係機関と連携しながら、公共施設等の地域資源を活用し、地域における体験や交流を通じた子どもの居場所づくりに努めていきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
子ども会等の活動の充実	身近な地域で、社会性を身につける機会を作るため、子ども会等の活動の充実に努めます。
育児サークルの支援（再掲）	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。
子育て支援ネットワークの形成	地域における子育て支援のため、子育てに関する関係機関や各種団体の連携を深めるネットワークを構築し、子育て支援事業の自主的な推進を図ります。

青少年健全育成伯耆町民会議の活動の推進	学校外活動の支援や活動を支える人材の育成に努め、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を推進します。
民生児童委員・主任児童委員の活動	民生児童委員、主任児童委員との連携を図りながら、身近な子育ての相談や情報提供、見守りを行います。
公民館事業	様々な体験を通じた学習の場を提供するとともに、安心して利用できる環境の整備に努めます。
図書館事業	子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境の充実に努めます。
多様な体験活動の充実	異年齢の交流、自然体験などの活動を通じて、心豊かな人間性とたくましく生きる力を育てるとともに、地域の人たちとの交流機会の充実に努めます。
放課後児童健全育成事業（再掲）	保護者が就労等により、昼間家にいない家庭の児童（小学校3年生まで）の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中（春、夏、冬）に児童を預かります。
放課後子ども教室（再掲）	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、関係機関の連携を図りながら、体制整備の検討を進めます。

基本目標(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

実施施策① 次代の親の育成

子どもを生き育て、健全で豊かな人間性を育ませていくためには、日々のしつけや家庭での健全な生活習慣や教育を、まずは保護者自身が家庭内において実践することが重要と考えます。

また、家事や育児、子どもの教育などについて男女の共同参画の生活習慣が定着するよう、意識の醸成に努めることも必要です。

さらには、小学生、中学生の時期から、子どもを生き育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを知らせるための教育、啓発も必要です。

【具体的施策】

事業・施策	概要
家庭教育総合推進事業	家庭における教育力の向上を図るため、家庭・学校・地域が連携し、多様な機会を活用して、基本的な生活習慣の育成などに関する学習機会や情報の提供に努めます。
男女共同参画社会づくり	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。
乳幼児とのふれあい体験	乳幼児とのふれあいを通して、乳幼児に対する愛着、子どもを生き育てる意義、子育ての喜びや楽しさを学ぶ機会を提供します。
多様な体験活動の充実 (再掲)	異年齢の交流、自然体験などを通じて、心豊かな人間性とたくましく生きる力を育てるため、地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。

実施施策② 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

幼児期の教育は、子どもの基本的な生活習慣や感受性を育て、情操や道徳性、規範意識の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、思考力、判断力、表現力の芽生えを促すなど、「生きる力」や人格形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。

このため、幼児期の教育を担っている保育所保育士には、保育所保育指針の趣旨や内容を踏まえ、教育・保育内容、指導・援助方法の工夫改善に努めながら、一人ひとりの内面にひそむ芽生えを理解し、その芽を引き出し伸ばすために、幼児の主体的な活動を

促すための適切な環境を計画的に設定するなどの専門性が求められます。

小学校、中学校では、子どもたちが、それぞれ将来に向けて希望する道を進むことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能とともに、それを活用して問題解決を図るために必要な思考力、判断力、表現力などを身に付けることが求められています。

このため、確かな学力を定着させるための取り組みを、家庭、地域、学校が連携・協力しながら推進していきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
幼児教育と小学校教育の円滑な接続	保育所と小学校の連携により、連続性のある保育・教育ができるよう努めます。
家庭教育総合推進事業（再掲）	家庭における教育力の向上を図るため、家庭・学校・地域が連携し、多様な機会を活用して、基本的な生活習慣の育成などに関する学習機会や情報の提供に努めます。
確かな学力の育成の取り組み	学ぶことの喜びを感じながら、基礎的・基本的な知識や技能、学ぶ意欲や態度など確かな学力を身につけることができるようきめ細かな学習指導に努めます。
信頼される学校づくり	学校の運営状況の公表等により、教育課題に関して、地域や保護者の共通理解を図り、信頼される学校づくりを進めます。
多様な体験活動の推進（再掲）	異年齢の交流、自然体験などを通じて、心豊かな人間性と逞しく生きる力を育てるため、地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。
世代間交流	高齢者の特技や知識を伝える機会を通して、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。

実施施策③ 家庭や地域の教育力の向上

社会環境が大きく変化し、住民の連帯意識の希薄化や家庭の孤立化が進み、家庭や地域の教育力が低下しています。

「家庭教育は全ての教育の原点」との認識のもと、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりが必要です。

このため、地域が学校を支える体制の推進や、地域の中に眠っている人材や社会資源を活用して、子どもたちの多種多様な体験活動の提供などの社会教育活動の一層の充実

を図っていきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
世代間交流事業（再掲）	高齢者の特技や知識を伝える機会を通して、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。
子ども会等の活動の充実（再掲）	身近な地域で、社会性を身につける機会を作るため、子ども会等の活動の充実に努めます。
多様な体験活動の推進（再掲）	異年齢の交流、自然体験などを通じて、心豊かな人間性とたくましく生きる力を育てるため、地域の人たちとの交流機会の充実に努めます。
学校支援地域本部の活動の推進	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。

基本目標(4) 子育てを支援する生活環境の整備

実施施策① 子育てに配慮したまちづくり

都市化や核家族化などの進行により、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

公共施設には、妊婦や子育て中の保護者をはじめ、全ての人に配慮した、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりの取り組みが求められています。

また、ニーズ調査で身近な場所で安心して遊ぶことのできる場を求める声も多く、公園等の整備や既存施設の有効活用も含めた検討も必要です。

さらには、子育て支援情報をどこで入手すればよいか分からないとの声もあったことから、妊娠から出産、育児などに関する総合的な情報の提供が求められています。

【具体的施策】

事業・施策	概要
子どもの遊び場の確保	公共施設の有効利用など、子どもたちが身近な地域で、安心して自由に遊べる場所の確保に努めます。
公共施設のバリアフリー化	公共施設等の新築、改築、改修や歩行空間については、順次整備するよう努めます。
街灯の設置の推進	夜間等の犯罪防止と通行者の安全確保を図るため、街灯の設置に対する助成を行います。
公民館事業（再掲）	様々な体験を通じた学習の場を提供するとともに、安心して利用できる環境の整備に努めます。
図書館事業（再掲）	子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境の充実に努めます。
子育て情報の発信（再掲）	子育て中の親が必要とする公共施設や相談、各種事業などをとりまとめた冊子を作成し、配布し情報不足による育児不安の解消を図ります。

基本目標(5) 職業生活と家庭生活の両立支援

実施施策① 職場の環境づくり

鳥取県における女性の就労率は、ほとんどの年代において全国平均と比べて高くなっています。

この背景には、一人当たりの県民所得が低いこと、三世代が同居する世帯の割合が高く、保護者が働いている間は祖父母に育児を任せられることなどが考えられます。

このため、女性の就労率の高さは、女性の就労に関する制度が十分に整備されているからだとは考えにくい面があります。

多くの家庭で育児をはじめ、食事、洗濯、掃除など女性の負担が大きくなっているのが現状です。

そこで、家族の働き方を見直し、家族みんなの責任として子育てを担うという働きかけを行うとともに、併せて子育て期間中における休暇の取得、残業時間の縮減などの子育てと仕事の両立を可能とする職場の労働環境の整備を進めていくための啓発活動を行っていきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
男女共同参画社会づくり（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。
仕事と家庭の両立のための広報・啓発	仕事を持ちながら安心して子どもを養育できるよう、育児休業制度の周知を図るとともに、定着できる体制づくりの働きかけを行っていきます。

基本目標(6) 子どもの安全の確保

実施施策① 子どもの安全の確保や犯罪の被害から守るための活動の推進

交通安全について、子ども及び保護者等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するとともに、チャイルドシートの着用の効果や正しい使用方法の周知、利用しやすい環境づくりなど、総合的な交通安全の推進に努めます。

また、子どもが犯罪に巻き込まれないために、家庭、地域などが連携し、防犯意識の向上に努めるなど、地域ぐるみで、子どもを犯罪から守る取り組みの推進に努めます。

あわせて、子ども自身に対しても、家庭や学校での安全教育や緊急通報装置（ブザー）などの使用法の徹底などの取り組みを推進して行きます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
街灯の設置の推進	夜間等の犯罪防止と通行者の安全を確保するため、街灯の設置に対する助成を行います。
交通安全教育の推進	保育所、学校等で継続的な交通安全教育の実施により、交通事故の防止に対する意識の醸成を図ります。
チャイルドシート、自転車用ヘルメット着用促進	チャイルドシート着用の徹底を図るため、保護者への働きかけを行うとともに、交通安全教育の実施により自転車用ヘルメットの着用促進に努めます。
チャイルドシート貸出事業	乳幼児の安全の確保、子育て家庭の負担を軽減するため、6歳未満の児童用チャイルドシートを貸し出します。
地域ぐるみの学校安全体制の整備	スクールガードを配置し、通学路のパトロールや学校安全ボランティアへの指導を行うなど、地域と連携した犯罪予防機能の強化に努めます。
防犯パトロール	保護者、地域が連携して子どもたちを、犯罪の被害から守るための取り組みを推進します。
子どもの遊び場の確保（再掲）	公共施設の有効利用など、子どもたちが身近な地域で、安心して自由に遊べる場所の確保に努めます。
情報モラル教育の推進（再掲）	情報社会における的確な判断力を養うことができるよう、学校等において、携帯電話やインターネットの安全な使い方などについての情報モラル教育の推進に努めます。
防犯等に関する情報の提供・啓発	警察等との連携により、防犯に関する情報の提供を行うとともに、情報の共有化を図ります。

実施施策② 被害にあった子どもへの支援

犯罪、いじめ・虐待等の被害に遭った児童生徒の心のケア、保護者に対し後遺障がいへの対応方法について相談・助言に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会と学校など、関係機関が連携を取りながら、問題解消に向けた取り組みを推進して行きます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
要保護児童対策地域協議会との連携	保護を必要とする児童への効果的な働きかけを行うとともに、適切な支援策を検討していきます。

基本目標(7) 保護を必要とする子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

実施施策① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、早期に発見し、対応することで、心身の健全育成を阻害する要因を回避することができます。そのためには、啓発とあわせて、関係機関が各々の立場でその機能を発揮し、虐待の早期発見、通報体制、保護・支援・アフターケアにいたるまでの一環した支援策と援助を行うネットワークが必要です。

また、虐待のみならず、保護を必要とする子どもに対応する総合的な支援・援助の体制を充実させ、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、民生児童委員をはじめ各団体と連携をとりながら個々のケースに応じた対応を行っていきます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
要保護児童対策地域協議会ネットワークの活用	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。
民生児童委員・主任児童委員の活動（再掲）	身近な子育ての相談や情報提供、見守りを行います。
養育支援訪問指導事業（再掲）	乳児全戸訪問、健診等によって把握した保護者の養育を支援するため、特に必要と認められる児童とその保護者等について、保健師などが養育に関する相談、指導、助言を行うなど、適切な養育が行われるよう支援します。
地域子育て支援センター事業（再掲）	総合的な子育て支援の拠点施設で、子育てに関する情報提供、相談、指導、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。

実施施策② ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加などにより、ひとり親の家庭も増加しています。

それぞれの家庭によって、安定した生活を送るために必要となる課題は、経済的自立、子育て援助など違いますが、児童の健全な育成を図るために、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策や養育費の確保策等、経済的支援について、総合的な対策の実施に努めます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
ひとり親家庭入学支度金事業	ひとり親家庭の生活支援を図ることを目的に、小・中学校入学祝金を支給します。
児童扶養手当	離婚、死亡、遺棄等の理由によって、父と生計を同じくしていない18歳以下の児童又は一定の障がいをもつ一定の障がい児を監護する母又は養育者に手当を支給します。
ひとり親家庭医療費助成事業	<p>【特別医療費助成】</p> <p>母子・父子家庭の18歳以下の児童及びその扶養義務者（当該母子・父子家庭及び同一世帯者（同一生計者を含む）全員の所得税が非課税）</p> <p>【伯耆町医療費助成】</p> <p>母子・父子家庭の18歳以下の児童及びその扶養義務者（特別医療費助成非該当で児童扶養手当の所得制限以内）</p>
母子寡婦福祉貸付金事業	母子及び寡婦家庭の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、無利子または低利で長期の資金を貸し付けます
特別児童扶養手当	20歳未満の障がいをもつ児童を監護する父又は母、若しくは父母に代わってその児童を養育している者に手当を支給します。
母子自立支援員との連携強化	母子家庭の母及び寡婦を対象に、自立に必要な各種情報の提供や指導及び職業能力の向上や求職活動に関する支援を行なうため、連携強化を図ります。

実施施策③ 障がい児施策の充実

障がいの原因となる病気や事故の予防、早期発見・早期治療に努めます。

そのため、妊婦や乳幼児健診等の充実を図っていきます。

また、障がいのある児童の健全な発達を支援するとともに、障がいのある児童とその家族が、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携により総合的な取り組みの推進に努めます。

【具体的施策】

事業・施策	概要
保育所受入体制の整備	保育士の配置等により、希望の保育所への入所ができる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

児童クラブ受入体制の整備	職員の配置等により、希望の施設への入所ができる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。
支援に係る情報提供	支援施策等に関する情報を掲載した冊子を配布し、情報不足による不安の解消を図ります。
児童デイサービス等の充実	日常生活における集団生活への適合訓練など、様々な支援サービスについて、適切に提供できるよう、制度周知の推進や相談支援体制の充実に努めます。
保健、健康診査サービスの充実	妊婦や乳幼児健診等の充実を図り、障がいの原因となる病気や事故の予防、早期発見・早期治療に努めます
特別医療費助成	各種重度の障がい等を持つ児童または就学前児童の入院・通院に係る医療費を助成します。
伯耆町医療費助成	各種障がい等を持つ児童または小学生・中学生の入院・通院に係る医療費を助成します。

4 事業の実施目標

(1) 子育て支援サービス（特定事業）の目標値

後期計画では、国が指定する特定事業について、各自治体で目標数値を設定することが求められています。

次世代育成支援に関するニーズ調査の結果から潜在的なニーズを把握するとともに、事業の利用状況、保育所検討委員会の提言、策定委員会の意見を踏まえ、平成26年度の各事業の目標事業量を以下のように設定します。

項 目		実績見込 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業	3歳未満児	92人 (平成20年度月平均)	定員120人
	3歳以上児	212人 (平成20年度月平均)	定員190人
延長保育事業		3か所	2か所
休日保育事業		未実施	1か所
病児・病後児保育事業		1か所 (委託実施)	1か所 (委託実施)
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		3か所 利用者87人 (平成20年度月平均)	3か所 定員80人
放課後子ども教室事業		未実施	1か所
地域子育て支援拠点事業		1か所	1か所
一時預かり保育事業		1か所	2か所
ショートステイ事業		未実施	1か所
ファミリーサポートセンター事業		未実施	1か所

(2) 個別事業の成果目標

以下のとおり子育て支援に関連する施策・事業について独自の目標値を設定します。

事業	平成20年度実績	平成26年度目標 (計画目標値)	備考
マタニティひろば	未実施 (妊娠届出 68人)	実施	
母子健康管理指導 連絡カードの活用	妊娠届出時に配布	継続実施	認知度の把握と効率的な利用の検討
子育て教室	4回	5回	
子育て相談	乳幼児健診時実施 ・子育て相談日(毎月1回) ・支援センター(随時実施)	継続実施	
	随時実施 (役場・支援センター)	継続実施	
妊産婦訪問指導	初産婦 31人 訪問 2件	初産婦の1/2	
乳児家庭全戸訪問事業	出生数 62人 訪問 60人(75)	全数実施	
養育支援訪問指導事業	—	実施	
妊婦健康診査 (医療機関委託)	5回 多胎妊婦は別に5回	14回 多胎妊婦は別に5回	
乳児健康診査	医療機関委託2回 集団健診年12回 受診率 3~4ヶ月児 100% 6~7ヶ月児 90% 9~10ヶ月児 98% 13ヶ月児 90%	継続実施 集団健診年12回 受診率 3~4ヶ月児 100% 6~7ヶ月児 100% 9~10ヶ月児 100% 13ヶ月児 100%	
1歳6ヶ月児健診	年6回 受診率 95% むし歯罹患患者率 7.2%	年6回 受診率 100% むし歯罹患患者率 0%	
3歳児健診	年6回 受診率98.6% むし歯罹患患者率31.9%	年6回 受診率 100% むし歯罹患患者率 0%	
5歳児健診	年6回 受診率 96.4%	年6回 受診率 100%	
むし歯予防教室 (歯科健診・フッ素塗布)	年4回 4歳児むし歯罹患患者率 39.50%	年4回 むし歯罹患患者率 30%	
6歳臼歯むし歯予防教室	年3回 5歳児むし歯罹患患者率 58.8%	年3回 むし歯罹患患者率 50%	
保育所フッ素洗口事業	保育所で実施 5歳児むし歯罹患患者率 58.8%	継続実施 むし歯罹患患者率 50%	

ブックスタート事業	4ヶ月児 手渡し率 100%	7ヶ月児 手渡し率 100%	
離乳食講習会	年4回実施	継続実施	
子育て支援 ネットワークの形成	—	実施	

☆ 病後児保育事業（派遣型）

病気の回復期にある就学前のお子さんを、自宅で保育するものです。

☆ 特定保育事業

毎日の保育所利用にまでは至りませんが、一定程度の保育サービスが必要な方にも保育所を利用していただけるように柔軟に対応するものです。

☆ 夜間保育事業

保護者の仕事が夜間まで及ぶ家庭のお子さんの保育を行うものです。

☆ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事などで恒常的に夜遅くなる場合に、専用施設で保護者の帰宅時間までお子さんをお預かりするものです。

これからの子育て支援は、地域全体で力を合わせて推進していかなければなりません。行政にできることと住民に協力を仰ぐことを整理して、地域の中で支え合う環境を作っていくことが、最も大事なことです。

上記の4つの事業については、平成21年度現在、伯耆町では実施していません。

これらの事業については、他に検討している事業と重なるものもあり、また、ニーズについても数量的に微妙なものも多いことから平成26年度までの目標としては、掲げていません。

本計画に目標として掲げた事業、目標としては掲げていない事業についても、今後事業内容を検討していく過程で必要性が認められることとなれば、必要な見直しを行うなど柔軟に対応していくこととします。

第5章 計画の推進に向けて

伯耆町次世代育成支援後期行動計画に基づく、施策・事業を実施していくうえで、計画をより実効性のあるものとするため、以下の取り組みを行っていきます。

1 推進体制

本計画に掲げる施策は、児童福祉分野にとどまらず、保健、福祉、医療、教育、生活環境など幅広い分野にわたっていることから、事業の実施に当たっては、国・県や関係機関との連携を更に強化するとともに、庁内各部署が連携、調整を図りながら、子育て支援に総合的に対応できる体制づくりに努めます。

また、住民・地域・関係団体との連携、協働が不可欠となることから、地域全体が子育てに関われるような意識の醸成を図るため、子育て中の家庭だけでなく、住民、学校、地域、各種団体に対しても積極的な支援を求めながら、地域ぐるみの子育ての取り組みを推進していきます。

2 進行管理

本計画の実施状況については、伯耆町地域福祉計画において設置される計画推進確認・評価機関において定期的に確認を行うとともに、事業の進捗状況を町のホームページなどで公表します。

なお、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化などに適切に対応するため、必要な見直しを行います。

第6章 アンケート調査の結果

調査の概要

(1) アンケート調査の目的

本町では、子育て支援策を計画的に実施していくために、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする「伯耆町次世代育成支援対策地域行動計画」を平成17年度に策定し、様々な子育て支援策を実施してきました。

この計画は、計画開始から5年目を見直しの時期と定めており、平成21年度が見直しの年度とされていることから、行動計画の見直しに向けて、地域住民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するため、「次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) アンケート調査の方法

本アンケートは、平成21年10月に、0歳児から小学校6年生の保護者に対して実施しました。

(3) アンケート調査の回収状況

本アンケートの回収状況は、回収数331、回収率47.0%となっています。

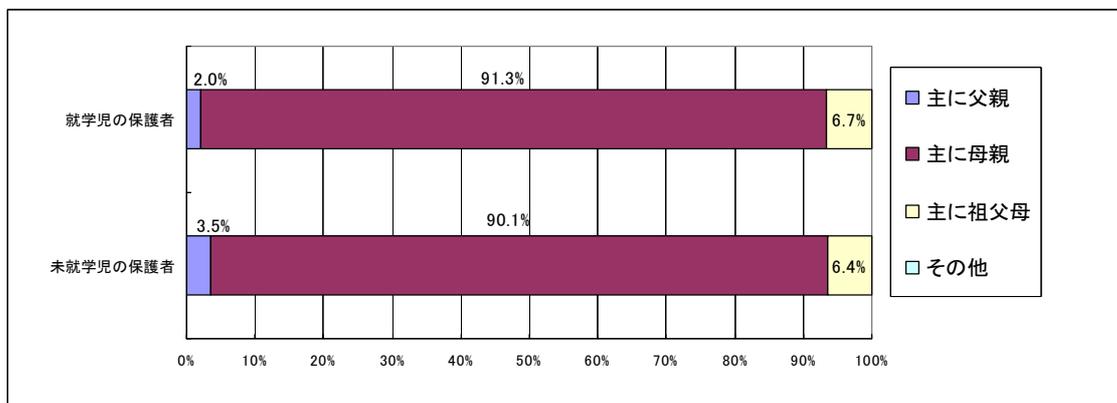
【回収状況】

	調査対象者数 A	回答状況数 B	回収率(%) (B÷A)
未就学児(0～5歳)の保護者	331	161	48.6%
就学児(1～6年生)の保護者	330	150	45.5%
合計	661	311	47.0%

(4) アンケート調査の結果

お子さんの身の回りの世話を主にしている方は

子どもの世話をする人は、「母親」が最も多く、90%以上となっています。次いで6%が祖父母と回答しています。



日ごろお子さんを預かってくれる人はいますか

日ごろお子さんを預かってくれる人については、日常的、緊急の場合を合わせると90%以上の人が「ある」と回答しています。

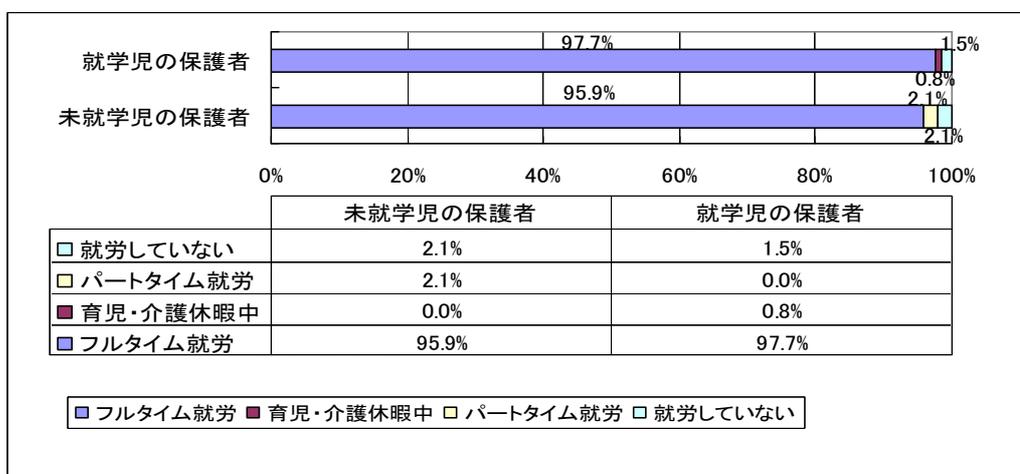
	未就学児の保護者		就学児童の保護者	
	回答数	割合	回答数	割合
日常的にいる	64	36.2%	85	51.5%
緊急の場合にはいる	100	56.5%	66	40.0%
いずれの場合にもいない	13	7.3%	14	8.5%

預かってもらっている状況について

子どもを預かってもらうことについて、祖父母等の親族の場合、友人知人の場合のいずれも、「特に問題はない」と回答した人が最も多い状況となっています。

	祖父母等に預かってもらうことについて		友人・知人に預かってもらうことについて	
	未就学児の保護者	就学児の保護者	未就学児の保護者	就学児の保護者
特に問題はない	53.3%	64.4%	33.3%	50.0%
身体的負担が大きく心配	21.7%	11.9%	0.0%	0.0%
時間的制約や精神的負担が大きく心配	21.7%	19.3%	8.3%	31.3%
負担をかけることが心苦しい	24.3%	18.5%	25.0%	25.0%
その他	7.2%	2.2%	25.0%	0.0%

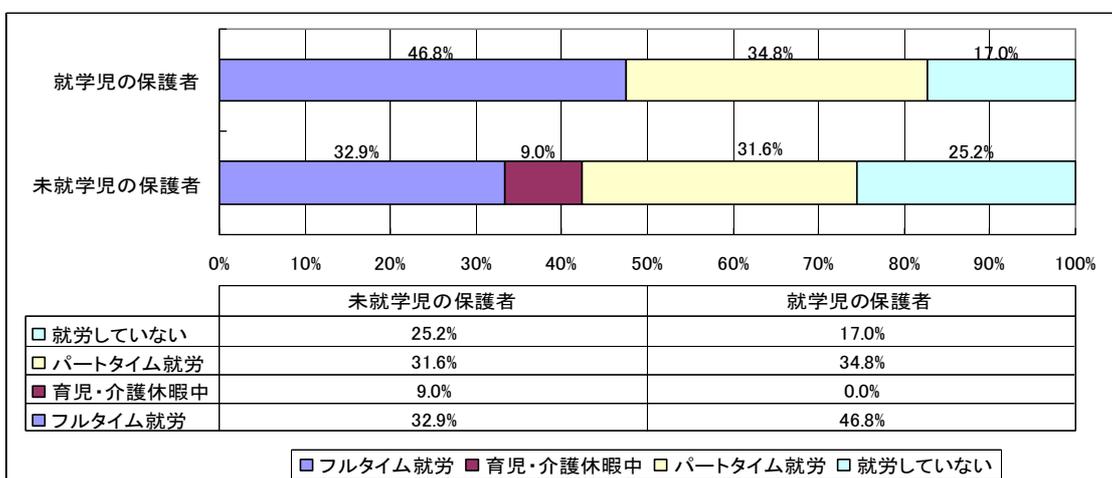
父親の就労状況について



父親の平均的な帰宅時間（フルタイム就労の父親）

	～17時	～18時	～19時	～20時	～21時	～22時	22時以降
未就学児の保護者	5.0%	20.1%	23.0%	19.4%	7.2%	0.0%	15.1%
就学児の保護者	3.9%	25.2%	33.9%	17.3%	5.5%	6.3%	3.1%

母親の就労状況について



母親の平均的な帰宅時間（フルタイム就労の母親）

	～17時	～18時	～19時	～20時	～21時	21時以降
未就学児の保護者	9.8%	41.2%	35.3%	3.9%	0.0%	0.0%
就学児の保護者	9.1%	36.4%	22.7%	15.2%	6.1%	0.0%

出産前後（前後それぞれ1年以内）に離職しましたか

	未就学児の保護者 (回答者 158人)	
	回答数	割合
離職した	59	37.3%
継続的に働いた（転職も含む）	59	37.3%
出産1年前に既に働いていなかった	28	17.7%

育児休業の利用状況（未就学児の保護者）

	回答数	割合
母親が利用した	60	37.3%
父親が利用した	2	1.2%
母親と父親の両方が取得した	0	0.0%
利用しなかった	91	56.5%

育児休業から復帰したときのお子さんの年齢

	～3ヶ月	～6ヶ月	～12ヶ月	～18ヶ月	～24ヶ月	～36ヶ月
回答数	4	3	28	15	2	1
割合	6.5%	4.8%	45.2%	24.2%	3.2%	1.6%

【保育サービスの利用状況】

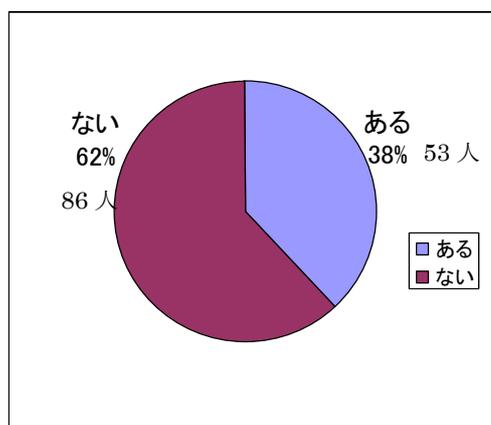
児童クラブを何年生まで利用したいと思いますか

3年生	4年生	5年生	6年生
0	2	0	14

小学校4年生以降の放課後の過ごし方について

	就学児の保護者 (回答者 150人)	
	選択数	選択率
放課後児童クラブを利用したい	18	12.0%
放課後子ども教室を利用したい	22	14.7%
クラブ活動や習い事をさせたい	42	28.0%
希望するサービスは特にない	52	34.7%
その他	5	3.3%

放課後子ども教室の利用希望について



※放課後子ども教室は、すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強や、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みをするものです。

子どもの家庭での過ごし方について

	平日				土曜日				日曜日				長期休業			
	14～16時	16～18時	18～20時	20時以降	午前	午後	18～20時	20時以降	午前	午後	18～20時	20時以降	午前	午後	18～20時	20時以降
クラブ活動をしている	5.4%	10.9%	5.4%	0.0%	10.2%	5.4%	4.1%	0.0%	7.5%	4.8%	1.4%	0.0%	2.7%	2.0%	2.0%	0.0%
児童クラブで過ごしている	8.2%	10.2%	0.0%	0.0%	4.1%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.2%	10.2%	0.0%	0.0%
学校にいる	68.0%	4.1%	0.0%	0.0%	1.4%	0.7%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	2.7%	0.0%	0.0%
図書館など公共施設で過ごしている	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	1.4%	0.7%	0.0%
塾や習い事に行っている	0.7%	12.2%	6.1%	0.0%	8.8%	10.2%	0.7%	0.0%	2.7%	2.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%
友だちの家にいる	2.0%	12.9%	0.0%	0.0%	2.0%	10.2%	0.7%	0.0%	4.1%	10.2%	0.0%	0.0%	6.8%	15.6%	0.0%	0.0%
友だちと外で遊んでいる	0.7%	4.8%	0.0%	0.0%	1.4%	3.4%	0.0%	0.0%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	2.7%	2.7%	0.0%	0.0%
家族・親族と過ごしている	7.5%	26.5%	79.6%	95.9%	57.8%	53.1%	87.8%	95.2%	68.7%	68.0%	91.2%	95.2%	47.6%	44.2%	87.8%	94.6%
ベビーシッターと過ごしている	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
家で兄弟や友だちなど子どもだけで過ごしている	0.7%	6.8%	3.4%	0.0%	6.8%	6.8%	1.4%	0.0%	5.4%	5.4%	1.4%	0.0%	10.2%	10.2%	2.0%	0.0%
家で一人で過ごしている	0.0%	4.8%	0.7%	0.0%	2.0%	1.4%	0.7%	0.0%	3.4%	2.0%	0.7%	0.0%	6.8%	2.7%	0.7%	0.0%
その他	0.0%	0.7%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	5.4%	5.4%	4.1%	3.4%	5.4%	5.4%	4.8%	4.8%	5.4%	5.4%	5.4%	4.8%	6.1%	7.5%	6.1%	5.4%

病気で保育サービスが利用できなかったことはありますか

	あった	なかった
未就学児の保護者	83	46
就学児の保護者	90	57

どのように対応しましたか

	未就学児の保護者 (回答者 83 人)		就学児の保護者 (回答者 90 人)	
	回答数	割合	回答数	割合
父が休んだ	23	27.7%	14	15.6%
母が休んだ	61	73.5%	51	56.7%
親族・知人が対応した	40	48.2%	41	45.6%
就労していない保護者がみた	11	13.3%	13	14.4%
病児・病後児の保育サービスを利用	2	2.4%	0	0.0%
仕方なく子どもだけで留守番させた	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	8	8.9%

施設に預けたかった日数

	～2日	～4日	～6日	～8日	～10日	～20日
未就学児の保護者	6	6	6	1	10	4
就学児の保護者	5	2	1	0	0	1

ファミリーサポートセンター利用希望について

	希望がある	希望はない
未就学児の保護者	52	88
就学児の保護者	37	102

どのような目的で利用したいと考えますか

	未就学児の保護者 (回答者 52人)		就学児の保護者 (回答者 37人)	
	回答数	割合	回答数	割合
主たる保育サービスとして	6	11.5%	3	8.1%
保育サービスの補完として	17	32.7%	7	18.9%
子どもの病気やケガなどの緊急時に	23	44.2%	22	59.5%
祖父母・友人に預かってもらえないときに	30	57.7%	25	67.6%
親の冠婚葬祭や買い物等の外出時に	10	19.2%	3	8.1%
保育所の送迎時に	9	17.3%	1	2.7%
その他	0	0.0%	3	8.1%

子どもたち同士の交流の場に望むものは（就学児の保護者）

子どもたち同士の交流の場に何を望むかについては、「放課後に子ども同士で自主活動などができる場」を選択された方が 45.3%、続いて「土・日曜日に子ども同士で自主活動などができる場」が 42.0%となっており、子どもたちが自主的に活動できる場を望まれている方が多い状況にあります。

	就学児の保護者 (回答者 150人)	
	選択者数	選択率
子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場	49	32.7%
放課後に子ども同士で自主活動などができる場	68	45.3%
土・日曜日に子ども同士で自主活動などができる場	63	42.0%
子どもが自由に学習・音楽・ダンスなどができる場	43	28.7%
子どもが悩みを相談できる場	24	16.0%
大人が子どもを見られる場	42	28.0%
その他	6	4.0%

子育て情報の入手方法は

	未就学児の保護者 (回答者 161 人)		就学児の保護者 (回答者 150 人)	
	選択者数	選択率	選択者数	選択率
親族（親、兄弟、姉妹など）	97	60.2%	80	53.3%
近所の人、友人、知人	82	50.9%	80	53.3%
保育所、幼稚園、学校	85	52.8%	91	60.7%
子育て支援センター	17	10.6%	5	3.3%
町の広報、ホームページ	30	18.6%	29	19.3%
テレビ、新聞	61	37.9%	56	37.3%
その他	9	5.6%	2	1.3%
家庭児童相談所、母子自立支援員	0	0.0%	7	4.7%
どこで入手すればよいかわからない	5	3.1%	2	1.3%

子育てに関して不安や負担に感じること

	未就学児の保護者 (回答者 161 人)		就学児の保護者 (回答者 150 人)	
	選択者数	選択率	選択者数	選択率
子どもの健康	25	15.5%	17	11.3%
子どもの発育・発達	12	7.5%	15	10.0%
子どもの食事や栄養	33	20.5%	18	12.0%
子どもの教育	32	19.9%	45	30.0%
子どものしつけ	60	37.3%	42	28.0%
子どもの友だちづきあい	35	21.7%	37	24.7%
配偶者の協力体制	22	13.7%	12	8.0%
子育てに関しての配偶者との意見の相違	10	6.2%	3	2.0%
子育てに関する経済的負担	70	43.5%	61	40.7%
子育ての大変さを身近な人が理解してくれない	9	5.6%	3	2.0%
配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	12	7.5%	7	4.7%
サービスの内容、利用方法がわからない	18	11.2%	12	8.0%
住宅が狭い	18	11.2%	9	6.0%
その他	9	5.6%	3	2.0%
不安・負担に感じることは特にない	24	14.9%	28	18.7%

子育てに関して不安や負担を感じることを誰に相談しますか

	未就学児の保護者 (回答者 161 人)		就学児の保護者 (回答者 150 人)	
	選択者数	選択率	選択者数	選択率
配偶者・パートナー	111	68.9%	108	72.0%
親族（親・兄弟・姉妹など）	124	77.0%	87	58.0%
近隣の人、知人、友人	66	41.0%	53	35.3%
職場の人	34	21.1%	33	22.0%
保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間	43	26.7%	45	30.0%
保育所、幼稚園、学校の先生	58	36.0%	37	24.7%
医療機関	20	12.4%	12	8.0%
家庭児童相談員、母子自立支援員	2	1.2%	0	0.0%
主任児童委員、民生・児童委員	0	0.0%	1	0.7%
支援センター	14	8.7%	0	0.0%
民間の電話相談など	0	0.0%	0	0.0%
その他	5	3.1%	1	0.7%
相談する相手がいない	3	1.9%	3	2.0%
相談すべきことは特にない	2	1.2%	5	3.3%

資料編

伯耆町次世代育成支援後期行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき、伯耆町次世代育成支援後期行動計画（以下「計画」という。）の策定について、広く意見を求め、計画に反映させるため、伯耆町次世代育成支援後期行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事、その他設置目的達成のために必要な事項に関する事を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉サービスの利用者代表者
- (2) 地域活動団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に定める者のほか、町長が必要と認めたもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、1回目の委員会は、町長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議に、必要に応じ、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、伯耆町次世代育成支援後期行動計画を策定した日限り、その効力を失う。

策定委員会 会議開催経過

回	日程	議事
第1回	平成21年10月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営方法について ・前期計画の実施状況（報告、意見交換） ・アンケート調査票の検討
第2回	平成21年11月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の集計結果（報告、意見交換） ・保育所検討委員会提言について（報告） ・計画策定方針について（説明、意見交換）
第3回	平成21年12月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しのポイントについて（報告、意見交換） ・基本目標と計画体系について検討 ・実施施策について検討
第4回	平成22年2月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について検討
第5回	平成22年3月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント集約結果（報告） ・計画案について検討

計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名	団体機関・役職	備考
サービス利用者	長谷川 和史	こしき保育所保護者会 会長	
	内藤 賢一郎	溝口保育所保護者会 会長	
	谷口 哲也	伯耆町 PTA 協議会 会長	
	井上 あゆみ	支援センター利用者	
地域活動団体	河内 晴美	たんぼぼクラブ代表	
	鶴市 みづえ	絵本読み聞かせグループ	
公募	大下 恭子	町民代表	
各種関係機関	武田 直人	武田医院 院長	
	井上 誠行	溝口小学校 校長	
	小澤 敦彦	伯耆町教育委員会 指導主事	
	眞野 睦子	主任児童委員	
	足立 誠子	伯耆町 保健師	
	山形 苑子	伯耆町 管理栄養士	

提 言 書

～これからの保育所のあり方について～

平成21年8月

伯耆町保育所検討委員会

1 はじめに

少子化が進行し、児童数が減少する中で、保護者の就労形態の多様化や子育てに対する意識、子どもの生活環境の変化等により特別保育事業の拡充に加え、発育・発達が気になる子ども、障がいのある子ども、また食物等へのアレルギーのある子どもの増加に伴う受入れ対応など、昨今の保護者ニーズに応じたサービスの一層の充実が求められています。

また、近年の核家族化の進展や地域における人間関係の希薄化から子育てに孤立感を生じたり、不安や負担感を持つ保護者も増加したりするなど、保育所には、入所している子どもの保育やその保護者に対する支援のみならず、新たに地域のすべての子育て家庭に対する支援を担うことが求められるなど、期待される役割も深まり拡大してきています。

伯耆町では、これまでも多様化する保育ニーズに対応するための特別保育事業を実施し、また子育て支援センターを溝口保育所内に置いて連携を図るなど、逐次拡充されてきています。

しかし、町内の児童数が著しく減少、偏在化し、また町財政も厳しさを増していく中で、今後の保育所運営をいかに効率的・効果的に展開していくのか検討することが必要となっています。

さらに、昨年からの世界的な景気の悪化は、子育て中の保護者の家計にも大きな影響を与えていると推測され、こうしたことへも緊急迅速な対策も求められます。

伯耆町保育所検討委員会は、こうした状況下において、伯耆町長から委嘱を受けて、これからの保育所のあり方について、さまざまな視点から議論、検討を重ねてきました。

ここに、当委員会として、提言をまとめましたので提出いたします。

町長におかれましては、この提言を参考にされ今後の保育施策をさらに充実していただき、「子育てがしやすく、住みやすい町、伯耆町」となるよう尽力をいただくことを希望いたします。

2 検討の経過

検討にあたっては、保育サービスの利用者、各種団体の役職者、専門的な学識を有する者、保育士、関係行政機関の代表からなる12人の委員で組織された委員会で、伯耆町長から諮問された事項について、都合6回の会議を開催し検討を行いました。検討の経過は、資料として末尾に添付しています。

また、議論を重ねる中で、現在子育て中の保護者の考えを承知する必要があるとの意見により、就学前の児童の保護者全員を対象にしたアンケート調査を実施いたしました。

委員会では、このアンケート調査結果は、保護者ニーズの重要な資料であると位置付けし、できる限りこの提言に反映させました。

アンケート結果は資料として、別に添付をしています。

3 伯耆町の保育所の現状

(1) 保育所児童数の状況

本町の保育所施設は、岸本地域、溝口地域それぞれ3施設ありますが、溝口地域にある日光保育所は児童数の著しい減少のため平成20年度から休園となっています。

定員、児童数は<表1>のとおりです。

岸本地域での定員に対する充足率は、概ね70%以上を保っていますが、溝口地域における日光、二部保育所で近年急激に低下してきています。これは、地域の児童数自体が減少していることが原因です。

全国的には都市部において、施設が不足し待機児童数が増加している状況にありますが、本町では年度の当初には、それはありません。しかし、年度途中における乳児や3歳未満児の保育要望には、保育士の確保が難しい状況の中で、必ずしも全てに対応できてはいません。

<表1> 保育所別定員及び充足率

区分	あさひ保育所			ふたば保育所			こしき保育所		
	定員	利用児童数	充足率	定員	利用児童数	充足率	定員	利用児童数	充足率
H14	45	33	73.3%	90	67	74.4%	90	73	81.1%
H15	45	31	68.9%	90	66	73.3%	90	68	75.6%
H16	45	38	84.4%	90	66	73.3%	90	75	83.3%
H17	45	41	91.1%	90	76	84.4%	90	69	76.7%
H18	45	45	100.0%	90	78	86.7%	90	67	74.4%
H19	45	43	95.6%	90	80	88.9%	90	61	67.8%
H20	45	39	86.7%	90	61	67.8%	120	79	65.8%

区分	二部保育所			溝口保育所			日光保育所		
	定員	利用児童数	充足率	定員	利用児童数	充足率	定員	利用児童数	充足率
H14	45	41	91.1%	120	117	97.5%	30	13	43.3%
H15	45	31	68.9%	120	107	89.2%	30	11	36.7%
H16	45	24	53.3%	120	104	86.7%	30	8	26.7%
H17	45	25	55.6%	120	97	80.8%	30	9	30.0%
H18	45	22	48.9%	120	105	87.5%	30	6	20.0%
H19	45	16	35.6%	120	98	81.7%	30	7	23.3%
H20	45	18	40.0%	120	115	95.8%	休園		

(2) 就学前児童数と年齢区分別保育所利用児童数及び割合

平成14年度からの就学前児童数と保育所利用児童数は<表2>のとおりです。

平成14年度に比べて、全体の保育所利用児童数は、児童の人口に相関して減少していますが、年齢別における人口に対する利用割合は、特に1・2歳の低年齢児、また3歳児において増加しています。そのため、保育所利用児童数は、人口の減少ほどには減少はしていません。

4・5歳児の利用割合は、概ね80%台で推移しており、大きな変動はありません。

<表2> 就学前児童数と保育所利用児童数及び利用割合（各年3月31日）

区分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
人口	総人口	12,783	12,667	12,584	12,508	12,382	12,282	11,929	
	0歳	73	78	80	74	57	69	66	
	1歳	92	74	80	81	77	63	67	
	2歳	87	92	80	81	80	77	72	
	3歳	97	91	92	77	81	85	69	
	4歳	96	95	93	90	82	82	78	
	5歳	116	95	95	96	94	84	87	
	計	561	525	520	499	471	460	439	
	人口比	4.4%	4.1%	4.1%	4.0%	3.8%	3.7%	3.7%	
保育所	利用児童数	0歳児	12	11	5	8	8	7	14
		1・2歳児	91	85	83	94	101	90	86
		3歳児	70	71	77	62	65	73	66
		4・5歳児	176	150	155	157	153	138	147
		計	349	317	320	321	327	308	313
	利用割合(%)	0歳児	16.4%	14.1%	6.3%	10.8%	14.0%	10.1%	21.2%
		1・2歳児	50.8%	51.2%	51.9%	58.0%	64.3%	64.3%	61.9%
		3歳児	72.2%	78.0%	83.7%	80.5%	80.2%	85.9%	95.6%
		4・5歳児	83.0%	78.9%	82.4%	84.4%	86.9%	83.1%	89.1%
		計	62.2%	60.4%	61.5%	64.3%	69.4%	67.0%	71.3%

※保育所利用児童数は、町外の保育所に委託（広域入所）している者も含んでいるため、
 <表1>の町内の保育所児童数とは合致しません。

（3）特別保育事業の状況

伯耆町の各保育所の特別保育事業の実施状況は、<表3>のとおりです。

保護者の就労形態の多様化などに伴い、延長保育、土曜午後保育、乳児保育等行ってきましたが、休日保育など未実施のものもあります。

<表3> 保育所保育サービスの実施状況（平成20年度）

保育所名	定員	開所時間(平日)	開所時間(土)	対象児童	特別保育事業					
					延長保育	乳児保育	障害児保育	休日保育	一時保育	病児病後児
あさひ保育所	45	7:30~18:00	7:30~12:30	1歳~			○			
ふたば保育所	90	7:30~19:00	7:30~18:00	1歳~	○		○			
こしき保育所	120	7:30~19:00 (乳児は 18:00)	7:30~18:00 (乳児は 12:30)	3ヶ月~	○	○	○		○	
二部保育所	45	7:30~18:00	7:30~12:30	1歳~			○			
溝口保育所	120	7:30~19:00 (乳児は 18:00)	7:30~18:00 (乳児は 12:30)	3ヶ月~	○	○	○			
日光保育所	20年度から休園									

※病後児保育については、米子市ベアーズ保育園に委託して実施している。

(4) 保育所の施設状況

伯耆町の保育所の施設状況は、<表4>のとおりです。

平成19年度に老朽化の著しかった「こしき保育所」の改築を行ったほか各保育所エアコン設置など施設環境の向上に努めています。

<表4>施設建築時期、状況

保育所名	定員	主要建物					土地	備考
		構造	部屋数	建築(床)面積(m ²)	竣工年月	経年	敷地面積(m ²)	
あさひ保育所	45	W	5	476	H12.3	9	3,197	
ふたば保育所	90	S	5	679	H3.3	18	2,662	H9 一部増築
こしき保育所	120	RC	9	1,484	H20.4	1	5,883	
二部保育所	45	RC	4	408	S59.2	25	1,274	
溝口保育所	120	RC	10	1,113	S58.2	26	3,825	
日光保育所	30	RC	3	304	S61.2	23	1,691	

※RC：鉄筋コンクリート S：鉄骨 W：木造

部屋数は、保育室、ほふく室、乳児室、遊戯室の数

(5) 保育所職員の状況

平成14年度と平成20年度の各保育所の職員の状況は、<表5>のとおりです。

定数内保育士の臨時保育士への依存度は26%から31%と児童の低年齢化によりその割合は上昇してきています。

臨時保育士は、法令による制限があり1年以上の雇用契約ができないため、毎年その確保に苦労があります。年度途中における確保となると、さらに困難さを増すため、それが年度途中での待機児童の要因となっています。

<表5>保育士の配置状況

区分	平成14年度						平成20年度					
	入所児童数	定数内保育士			加配保育士		入所児童数	定数内保育士			加配保育士	
		正規職員	臨時職員	計	施設加配	その他		正規職員	臨時職員	計	施設加配	その他
あさひ保育所	33	3	0	3	1	1	39	4	0	4	1	1
ふたば保育所	67	6	0	6	1	3	61	5	1	6	1	2
こしき保育所	73	4	2	6	1		79	6	5	11		2
二部保育所	41	2		2	1	1	18	1		1	1	1
溝口保育所	117	7	6	13			115	6	4	10		4
日光保育所	13	1		1	1		休園					
計	344	23	8	31	5	5	312	22	10	32	3	10
定数内臨時職割合	25.8%						31.3%					

(6) 保育所運営における財政の状況

保育所の運営に係る町財政の状況は<表6>のとおりです。

公立保育所の運営費については、国の三位一体改革により平成16年度から国庫負担制度から除かれたため、国からの負担金はなくなり、町の一般財源で賄うこととなりました。(ただし、交付税には算入されています。)

<表6> 保育所運営費の状況

○歳入

区 分	H17	H18	H19
保護者からの保育料	58,254,030	59,995,430	57,148,860
県補助金等	16,107,715	19,880,917	13,396,211
一般財源	282,100,484	260,696,332	240,611,285
合 計	356,462,229	340,572,669	311,156,356

○歳出

区 分	H17	H18	H19
人件費	238,623,420	218,266,037	215,646,378
施設管理費等物件費	117,838,809	122,306,632	95,509,978
合 計	356,462,229	340,572,669	311,156,356

4 保育所の課題と方向性について

(1) 多様化する保育需要への対応について

保育所は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。そのためには、保育に関する専門性を有する職員が、一人ひとりの保護者の状況や意向を理解、受容し、家庭生活等に配慮しながら、子どもの状況や発達過程を踏まえた支援を行っていくことが必要であります。

また、就労形態の多様化や家庭・地域での養育力が低下していることに伴い、特別保育事業の更なる拡充を進めるとともに、家庭での親と子の関係やしつけ、教育などについても的確な助言を行なうなど、子どもの成長の喜びを共有できるような保護者に対する支援、併せて地域の子育て家庭に対する支援も行なっていかなければなりません。

①幅広い保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化や核家族化の進展に伴い特別保育事業の拡充が求められています。

当面、本町では未実施の休日保育について保護者からの要望も高く早急の実施が必要です。

また、入所を希望する保育所については、保護者は自宅に最も近い施設を望んでおり、

特別保育事業の実施にあたっては、地域的な配慮をする必要があります。

さらに、保護者からの要望の多いものに病児・病後児保育があります。現在、病後児保育については、近接する米子市の施設に委託して行われていますが、そのことが保護者に浸透していない面もみられますので、啓発の強化が必要です。

また、今後の課題として町内の医療機関と連携して、より近いところでの実施ができないのか検討していただきたいと存じます。

②保育の質の向上

保育所は、保護者のいない時間を、そこで過ごす生活の場ですから、子どもの生命の保持、情緒の安定を図るための援助を行うとともに、人格形成の基礎をつくる重要な時期である幼児期において、健康な心と体を育て、人と交わる能力を養うための援助をしなければなりません。

また保育士は、子どもと生活や遊びを共にする中で、子どもたち一人ひとりの心身の状況を把握し、虐待が疑われる子どもや発育・発達状況が気になる子ども、障がいのある子どもの早期発見や支援について、家族やかかりつけ医、嘱託医、又専門機関と緊密な連携をとりながらあたらなくてはなりません。

これら保育の質の向上を図るため、保育所や保育士等の自己評価についての取組みや、その公表も必要です。

③保育を担う人材確保と育成

保育所の機能を十分に発揮させるためには、優れた保育士を確保することは必要不可欠です。このため、職員を安定的に確保できる雇用環境の改善などが必要です。

また、保育の質を確保するためには、専門的な知識、技術、判断力が必要であることから職員育成のための研修内容や職場体制の充実とともに、職員自らが自己研鑽に努めるなど保育に関する専門職員集団としての自覚と誇りをもって保育にあたることのできる職場環境づくりに努める必要があります。

④保護者に対する支援

子育ての第一義的な責任は、保護者にあります。しかし、家庭内の扶助機能や親の養育力が低下しているといわれている昨今、保育所は子どもとの関わり方や子育てに関する不安、悩みを抱える保護者の気持ちを受けとめ、機会をとらえて専門的知識に基づいた適切な助言を行う必要があります。

また、会合や行事などを通して保育士と保護者の信頼関係を築くとともに、保護者同士の仲間づくりの手助けなどを行い、親の養育力の向上につながるような取組みも必要です。

さらに、虐待が疑われるなど不適切な養育については、子どもの人権に配慮しながら、町や関係機関との連携を密にとりながら適切な対応が必要です。

⑤地域での子育て支援

保育所を保護者等が気軽に訪問できる身近な施設となるように、できる限り開放するとともに、保育士の専門知識を生かし、家庭や地域、子育て支援センター、子育てサークルなどと連携しながら、乳幼児期から就学までの継続的な支援を展開することが望まれます。そのため、保育所に子育てに関する相談窓口の設置や情報発信をするなど、地域での子育て支援機能の中核施設としての取組みも必要です。

⑥小学校等との連携

子どもの発達や学び、生活の連続性を踏まえた、保育所と小学校との円滑な接続のため、保育所の子どもと小学校児童との交流を推進し、また職員同士が実態や指導のあり方について相互に理解を深めていくことが大切です。

特に特別の支援を要する子どもの望ましい成長のためには、障がいや発達の状態に応じた、きめ細やかな支援が必要であることから、保育所での状況や支援内容等に関する情報をもれなく小学校に提供できる一貫した体制の構築が必須であります。そのため、保育所職員、小学校職員、関係機関の職員、専門的な知識を持つ者などで構成する連絡会議などは効果的であると考えられます。

⑦幼保一元化、及び幼児教育への取組みについて

就学前の子どもの教育と保育を一体的に捉え、幼稚園に保育所機能を持たせたり、保育所に幼稚園機能を持たせたりする「認定子ども園」が平成18年度から制度化されました。

認定子ども園については、働く保護者と働いていない保護者の混在などによる、時間や子育てに対する意識、子どもの生活時間の異質性などに、まだ解決しなければならない課題は多く、本町において導入するにはもう少し時間が必要です。

幼児期の教育と保育に関しては、より質の高い内容が制度（施設）の如何にかかわらず享受できるということが子どもにとって最善の利益であります。

今、本町には保育所しかありませんので、各保育所（保育士）が、前述のことを踏まえて一人ひとりの子どもの生涯にわたる人間発達の基盤づくりを担っているという使命感を持ちながら、次世代を担う子どもの育成に努めることが求められます。保育所では、そのための方策を定め、創意工夫しながら実践し、また取組み内容を発信していくことが大切です。

なお、認定子ども園については、今後も調査研究を継続することは必要です。

（2）保育所運営について

少子化が進む中で、児童数の偏在化も顕著となってきています。充足率の低い施設や入所児童の低年齢化、また年度途中での入所希望に対応するための運営手法が課題となっています。

町財政が厳しさを増している中であって、それらの課題に対応しつつ、より効率的な運営が必要となってきています。

①保育所の適正規模・配置について

町内保育所の配置については、児童数の著しい減少により日光保育所を平成20年度から休園とする一方で、老朽化していたこしき保育所を改築し、併せて将来の保育所配置を念頭においた定員増が行われました。

そこで育つ子どもの心身の成長という観点から保育所の適正規模を思量すれば、入所児童数が著しく少ない保育所については、統廃合の検討も必要であります。

その際には、その保育所を利用している保護者やこれから利用する保護者の立場に立った十分な対策を講じながら行うことが不可欠です。

②保育所の民営化について

国の財政構造改革や規制緩和政策の中で、各地で公立保育所の民営化が進められています。この問題は、公立保育所に対しての運営費等への補助が廃止されるなどの財政上の理由もさることながら、そのみではなく保育メニューの充実など私立保育所への評価が高まっていることとも関係しています。

本町の場合、就学前児童の保護者の各保育所に対する満足度等から勘案すれば、町内の保育所を民営化する必要性は、今のところありません。今後も公立保育所の良いところを出しながら、町の責務として子育てと保護者支援に取り組んでいくことが大切です。

5 保育料について

昨年末からの世界的な景気の悪化は、わが国経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、今後も当分の間、先行きの見えない経済情勢が続くものと推測されます。

このことは、子育て中の家庭にも少なからず影響を与えているものと思われれます。

そうした状況下において、町長から保護者の子育てにかかる負担の軽減を図る観点での保育料のあり方についての検討を行うよう緊急的に求められました。

当検討委員会では、保育所のあり方を検討する中で、保育料については極めて大切な要素であることは確認いたしました。そのあり方までの検討は負担が大きすぎるとの意見が大勢を占めました。

何となれば、保護者からの保育料は、児童福祉法により、その負担が家計に与える影響を考慮しながら保育に係る児童の年齢等に応じて定めることとされていますが、そのことは、家庭経済、町財政、保育所運営について相当の情報や知識が必要であり、当検討委員での検討、考察は大変難しいと考えるからであります。

つきましては、当検討委員会として、次の2点について意見を付しますので、その視点に立って町当局において適切に対応していただきたいと存じます。

・負担の公平について

現在の本町保育料については、所得の低い世帯への配慮もあり、全般に近隣の市町村のそれと比較しても、負担は必ずしも過大とはいえない。この上は、個々の所得状況等に照らし合わせて、保育料階層区分がさらにきめ細やかで、公平となるよう配慮を望みます。

・減免制度について

保育料の算定基準所得が前年あるいは前々年のものとならざるを得ないことから、失業・疾病・災害等により家庭の収入や支出が著しく変動した場合に、家計の実情からかけ離れる場合も想定されます。そのような場合における負担の軽減を図る観点からの減免制度の明確化を望みます。

6 終わりに

子どもを取り巻く家庭、地域社会環境の著しい変化の中にあつて、保育所での保育ニーズが多様化しています。そのため、保育所運営についての多くの課題解決とともに適切な対応が求められていますが、これには並々ならぬ努力と工夫が必要であることを検討の中で再認識することとなりました。

当検討委員会は、「保育所は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場であること」を基本理念とし、子どもの特性と発達の過程を考慮しながら、養護と教育が一体となって「総合的に展開される保育」を念頭に置きながら真剣、かつ、詳細な議論を重ねてまいりました。

保育所は、子どもにとっては最初の集団生活の場であるなど、その後の人格形成の基礎を養う大切な時期を過ごす場所であります。そのため、そこでの経験や活動は、子どもの将来を見据えた総合性や調和をもったものとならなければなりませんし、また保育士自身が子どもの感性に強い影響を及ぼすことを自覚し、常に自らの資質向上と専門性を高めることに努力することが求められます。

平成18年、「伯耆町男女共同参画推進計画」のとりまとめにあたって行われた住民アンケートの中で「母親は、子どもの乳幼児期には、いつもそばにいる方が良いと思いますか」という問いに対して、20歳から30歳代の年齢層（主として子どもを育児している年齢層）では大部分の方が、そばにいることを望んでいるという結果が出ていました。

このような保護者意識の一方で、保護者への積極的な支援、特に子育てや就労支援は保育所の重要な役割であります。その中で、子どもの成長の喜びを保護者と共有し、信頼関係を築くとともに、さらには地域での子育て支援にも取り組むことが必要となります。

この提言をまとめるにあたって、当検討委員会でも就学前の子どもをもつ保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

その結果の一つひとつについて示すことはできませんが、現在の保育所保護者の保育所に

対する意識の多くが「満足」「ほぼ満足」との回答であったことは各保育所の不断の努力が評価されているものとして、深く敬意を表したいと思います。

当検討委員会での検討事項は「保育所サービスの拡充（特別保育事業）」「保育所の適正規模・配置（統廃合）」「保育所の民営化」「認定子ども園」「保育料」など多岐にわたりましたが、今後保育所に期待される養護と教育の機能の深化、保護者支援への役割強化を基本に「みんなで子育て」という命題の解決に迫る伯耆町の保育所であるよう町当局の努力を強く期待するものであります。

<資料2>

会議開催経過

回	日程	議事事項
1	平成20年11月18日（火）	○委員会の運営方法について ○伯耆町の保育所の現状と課題についての説明と意見交換
2	〃 12月17日（水）	○検討課題についての意見交換
3	平成21年 1月15日（木）	○アンケート調査票の検討
4	〃 3月18日（水）	○アンケート調査結果の報告 ○アンケート調査結果を受けての意見交換
5	〃 4月30日（木）	○提言に盛り込む内容と方向性について意見交換 ○保育料検討の取扱いについて
6	〃 6月10日（水）	○提言内容の検討
7	〃 7月20日（木）	○提言案検討（書面による意見徴取）

<資料3>

保育所検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	団体機関・役職等	備 考
サービス利用者の代表	勝部武史	ふたば保育所保護者代表	
	鶴市裕介	あさひ保育所保護者代表	
	福谷輝吉	こしき保育所保護者代表	
	松岡昌之	溝口保育所保護者代表	
	西村康平	二部保育所保護者代表	
各種団体の代表	本庄裕子	子育てサークル代表	
	大前 誠	伯耆町PTA協議会会長	
	野口 洵	伯耆町民生児童委員協議会会長	
学識経験を有する者	齋木恭子	鳥取短期大学教授	
	中曾喬至	伯耆町社会福祉協議会会長	
保育士	仲田秀子	保育士（元日光保育所長）	
関係行政機関の職員	小澤敦彦	伯耆町教育委員会 指導主事	



伯耆町次世代育成支援後期行動計画

発行日 平成22年3月

改定日 平成24年3月

発行 伯耆町総合福祉課

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

電話 0859-68-5534

ファックス 0859-68-3866